

かがや ひか
人が輝き 海輝る
きらめきつづけるまち 岩美
～“心・自然・恵み” 豊かさを未来へ～



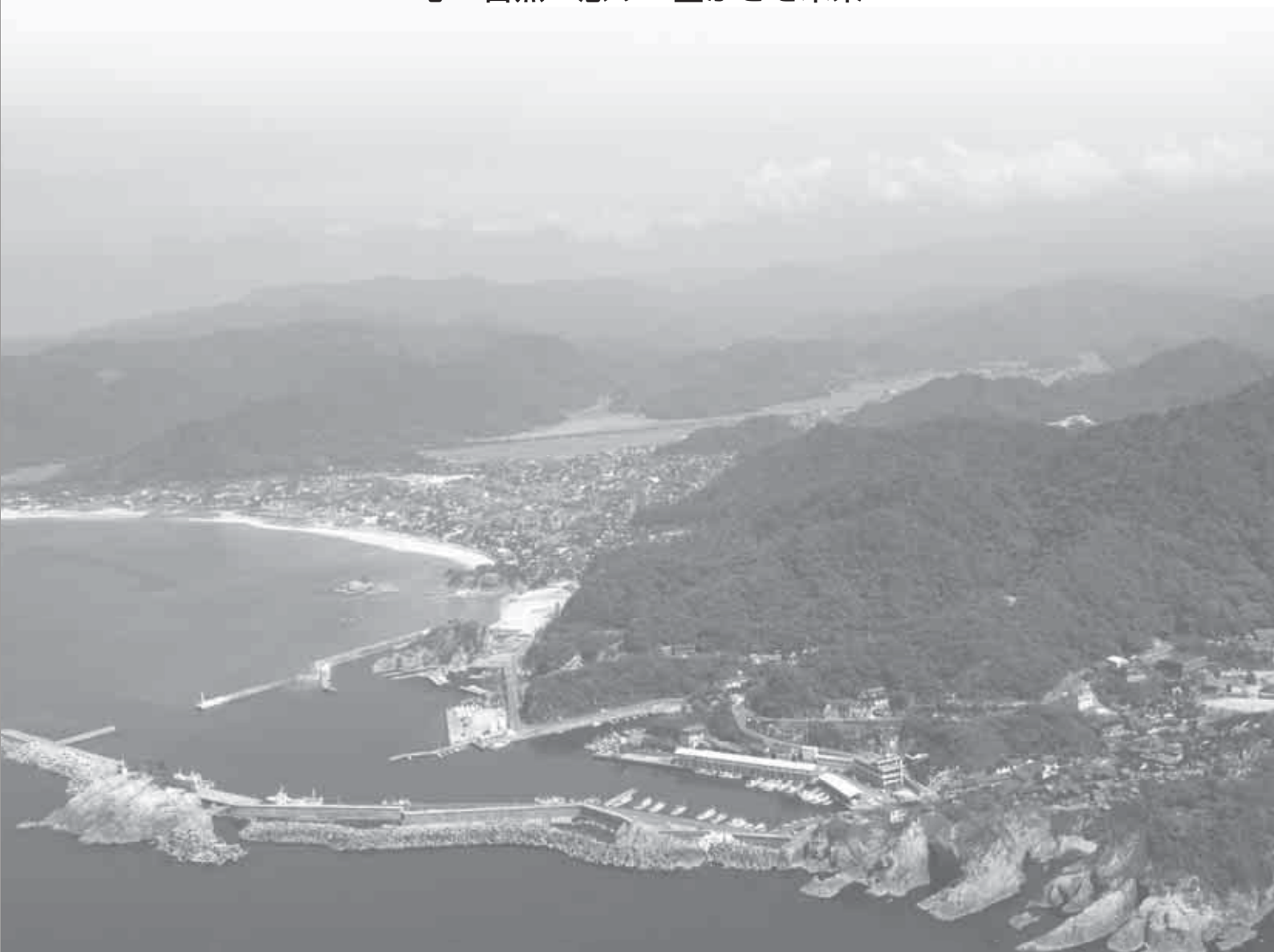
第8次岩美町総合計画

鳥取県岩美町

第8次岩美町 総合計画

かがや ひか
人が輝き 海輝る
きらめきつづけるまち 岩美

～“心・自然・恵み” 豊かさを未来へ～



ごあいさつ



今日、国・地方ともに危機的な財政状況の中にあり、地方分権の推進、三位一体の改革など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

本町においても、人口の減少、高齢化の進行、中山間地域の過疎化など多くの課題が山積しております。

まちづくりは、施設整備などのいわゆる「ハード」から住民の皆さんとの協働による「ソフト」のまちづくりという方向に変えていく時期に来ております。

このような状況の中、第7次総合計画の成果と新たな課題を踏まえ、『住民が自信と誇りを持てる地域づくり』・『協働のまちづくり』の実現に向けて、行政と住民のパートナーシップを一層強固なものとし、特色のある魅力的なまちづくりに取り組んでいきます。

この「第8次総合計画」は、単独自立を選択した岩美町が大きく飛躍するための基礎となるもので、その将来像を「人が輝き 海輝る きらめきつづけるまち岩美」と設定し、美しい浦富海岸を始めとする豊かな自然と共生し、住民一人ひとりが個性と人情味にあふれ、生き生きと輝いて暮らせるまちづくりを進めます。

今回、まちづくりの基本目標ごとに住民に身近な指標を設定し、数値目標を掲げました。そして、この目標に向かって様々な施策に積極的に取り組んでいく所存でございますので、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、策定にあたりまして大変ご熱心に審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、素案の段階から係わっていただきましたまちづくり委員の皆様、町民アンケートにご協力いただきました方々に、あらためて感謝申し上げます。

平成19年3月

岩美町長 榎 本 武 利

第8次岩美町総合計画

【目次】

総論

第1章. 基本構想の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	2
3 計画の構成と目標年次	3
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	
4 広域圏における位置付けと計画	3
(1) 鳥取県及び広域の位置付け	
(2) 関連計画との整合	

第2章. 町の特性と課題

1 町の概要	4
(1) 自然条件（位置、地勢等）	
(2) 沿革	
2 町の現状	4
(1) 人口・世帯	
(2) 年齢別人口構成	
(3) 土地利用	
(4) 産業構造	
(5) 住民の生活水準（住民アンケート結果概要）	
3 主要課題と総合計画の柱	8

基本構想

第3章. 町の将来図

1 町の将来像	10
2 将来人口等の指標	10
3 まちづくりの目標	11
4 土地利用構想	12

第4章. 施策の大綱

1 協働と改革を推進するまち	13
住民と協働で創るまちづくり	
人と情報が行き交うまちづくり	
2 恵まれた環境を守り、安全で安心なまち	14
やさしさと思いやりのあるまちづくり	
健康で生きがいの持てるまちづくり	
安全で安心なまちづくり	
自然と共生するまちづくり	
3 まちづくりは人づくり 教育のまち	15
豊かな人間性と薫り高い文化を育む教育のまちづくり	
人権が尊重されるまちづくり	
4 豊かな資源を活かしたまち	16
地域資源を活かし、活気あふれるまちづくり	
快適で住みよいまちづくり	
5 施策の体系図	18

第5章. 重点プロジェクト

1 少子化対策プロジェクト	19
2 定住対策プロジェクト	20

基本計画

協働と改革を推進するまち

住民と協働で創るまちづくり

- ①住民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ②信頼される行財政運営・・・・・・・・・・・・・・ 23

人と情報が行き交うまちづくり

- ③情報化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ④広域連携・交流の推進・・・・・・・・・・・・・・ 25

恵まれた環境を守り、安全で安心なまち

やさしさと思いやりのあるまちづくり

- ①地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ②児童福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・ 27

健康で生きがいの持てるまちづくり

- ③高齢者・障害者福祉の充実・・・・・・・・・・・・ 28
- ④保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・ 29

安全で安心なまちづくり

- ⑤消防・防災対策の充実・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ⑥交通安全対策と防犯活動の推進・・・・・・・・・・ 31

自然と共生するまちづくり

- ⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進・・・・・・・・ 32
- ⑧自然環境保全と景観形成・・・・・・・・・・・・ 33

まちづくりは人づくり 教育のまち

豊かな人間性と薰り高い文化を育む教育のまちづくり

- ①学校・地域教育の充実・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ②生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ③生涯スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 37
- ④芸術・文化の振興・・・・・・・・・・・・・・ 38

人権が尊重されるまちづくり

- ⑤人権尊重意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ⑥男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・ 39

豊かな資源を活かしたまち

地域資源を活かし、活気あふれるまちづくり

- ①農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ②水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・ 42
- ③商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ④観光の振興・・・・・・・・・・・・・・ 44

快適で住みよいまちづくり

- ⑤道路・交通網の整備・・・・・・・・・・・・・・ 45
- ⑥定住対策の充実・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ⑦上下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ⑧公共交通機関の充実・・・・・・・・・・・・・・ 48
- ⑨土地の利用・・・・・・・・・・・・・・ 48

資料

- 資料1 総合計画策定について諮問・答申・・・・・・・・ 50
- 資料2 総合計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 資料3 総合計画策定関係 委員名簿・・・・・・・・・・ 52

総論

第 1 章 基本構想の概要

第 2 章 町の特性と課題



第1章 基本構想の概要



1 計画策定の趣旨

岩美町では、昭和46年度に第1次総合計画を策定し、経済・社会情勢等時代の変化に対応しながら、7次にわたる総合計画によって、魅力ある町づくりを推進してきましたが、現行計画の基本計画期間は平成18年度をもって終了します。

第7次総合計画では「時代の息吹を感じ 勇気をもって 挑戦するまち岩美」を理念とし、住民自らまちづくりに参加し、自信と誇りをもち、「幸せ」を実感できる地域社会を創造するため、“みんなでつくるふるさと岩美”を目指してきました。

国・地方ともに危機的な財政状況の中にあり、地方分権の推進、市町村合併、三位一体の改革など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、行財政改革、地方分権への対応、個人情報保護、高度情報化への対応など新たな行政課題への対応が求められています。

本町においても人口の減少、高齢化の進行、中山間地域の過疎化など多くの課題が山積しており、今までの考え方、制度等では対応が困難になっています。

このような諸課題に的確に対応しつつ、『住民が自信と誇りを持てる地域づくり』・『協働のまちづくり』の実現に向けて、「まちづくりの主役は住民である」という考えのもとに“住民参加”から“住民参画”、そして“住民主役”へと、行政と住民のパートナーシップを一層強固なものとし、特色のある魅力的なまちづくりに取り組むものです。

単独自立を選択した岩美町が大きく飛躍するための基礎となる「第8次総合計画」を策定し、各般の施策を積極的に展開するものであります。

2 計画の性格と役割

この計画は、平成28年までの長期的な展望にたって、本町が目指すべき将来像、まちづくりの基本的方向及び方策を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

(1) 町においては、町行政の総合的かつ基本的な指針となります。

(2) 住民においては、地域づくりに対する役割、参画方法等を明らかにし、自主的、積極的な活動の手がかりとなるものです。

(3) 国・県等に対しては、本町が推進を期待する施策の概要を明らかにするものです。

なお、本町を取り巻く諸情勢は激しく変化しており、予測しがたい点も多く、計画実施に当たっては基本構想の範囲内で弾力的に運用するものとします。

3 計画の構成と目標年次

(1) 基本構想

基本構想は、平成28年を目標として、町勢振興の基本目標と21世紀前半の岩美町の姿を示し、その実現に当たっての必要な施策の大綱を明らかにするものです。

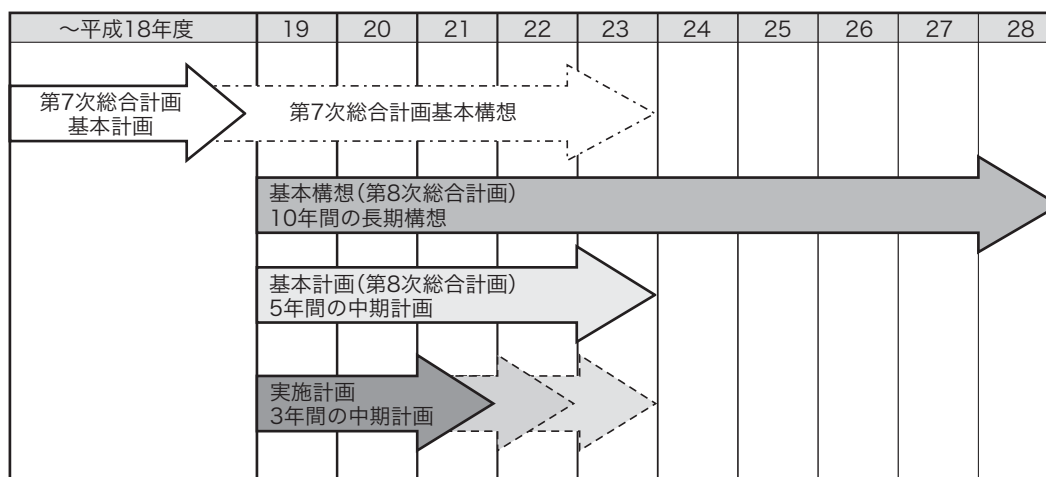
(2) 基本計画

基本計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間の中期計画とし、基本構想を具体化するための必要な施策について、事業内容を体系的に明らかにするものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を現実の行財政の中において実施するための3年間の短期計画とし、ローリング方式により年次ごとに定め、個々の具体的な施策・事業について、その規模、経費等を明らかにするものです。

計画の構成



4 広域圏における位置付けと計画

(1) 鳥取県及び広域の位置付け

鳥取県においては、市町村域を越える事業の推進・調整を図るとともに、県内全域の振興、発展のための指導・助言を行います。

東部圏域の市町で構成する東部広域行政管理組合は、圏域内の市町と連携をとりながら、「ごみ処理」、「要介護認定審査」、「障害者認定審査」、「常備消防」などの広範囲にわたる事務事業の共同処理を行います。

さらに、平成20年度からは県下の全市町村が加入する広域連合が設立され、後期高齢者を対象とした医療制度の運営を行います。

また、コリドー21(因但県境自治体会議)は、県境を越え生活圈を一つとする兵庫県但馬地域と総合的な発展を目指した広域行政の推進と民間等の交流を行います。

(2) 関連計画との整合

鳥取県は総合計画を策定していませんが、関連する各計画、県条例等が策定されています。

また、東部広域圏においては「第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画」が策定されています。

今回の策定にあたっては、これらの関連計画等との整合を図る必要があります。

第2章 町の特性と課題

1 町の概要

(1) 自然条件(位置、地勢等)

岩美町は、鳥取県の最東北端に位置し、東は兵庫県、北は日本海に面し、南には中国山地が連なっています。東西14.3km、南北15.8kmで、面積は122.38㎢です。

町の中央を流れる蒲生川が日本海に注ぎ、川の周辺には農地、集落が形成されており、河口には網代港があります。日本海側に面する東西約15kmのリアス式海岸からなる浦富海岸は「山陰海岸国立公園」に指定されています。



(2) 沿革

昭和29年7月に浦富町・岩井町・東村・田後村・網代村・大岩村・本庄村・小田村・蒲生村の2町7村が合併し、岩美町が誕生しました。

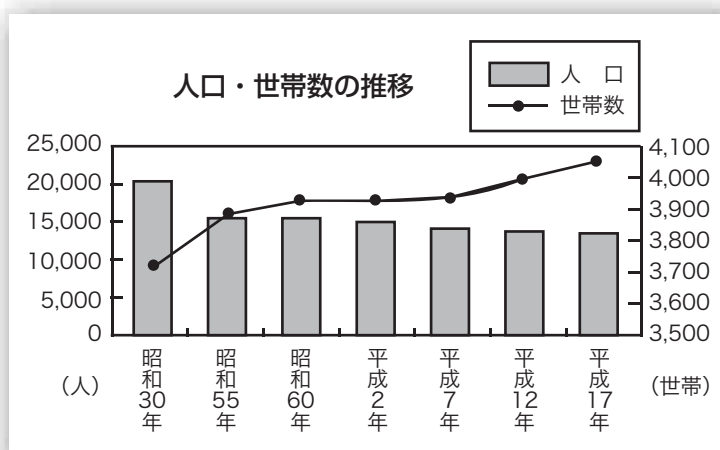
平成の大合併では全国的に市町村合併が進む中、単独自立を決定し、現在に至っています。

2 町の現状

(1) 人口・世帯

人口は昭和30年の20,460人から平成12年14,015人、平成17年13,270人と減少傾向にあり、今後も出生率の低下や若年層の流出による減少が予想されます。

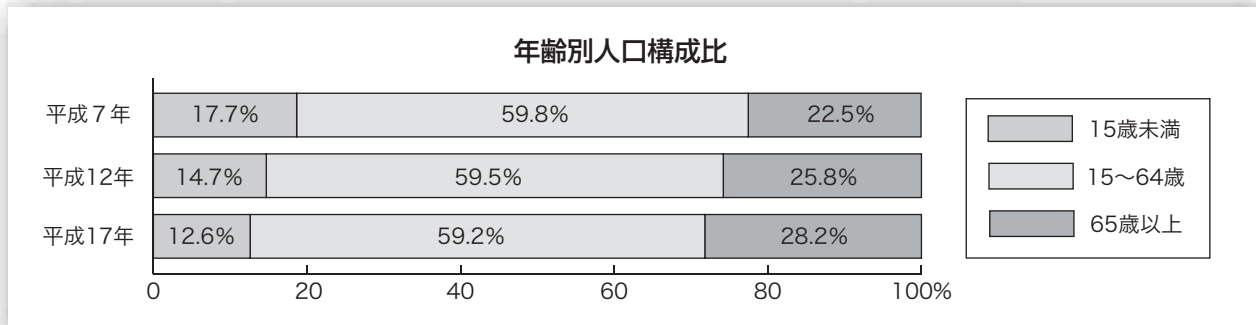
世帯数は昭和55年の3,892世帯から平成12年4,001世帯、平成17年4,045世帯と増加傾向にあり核家族化が進行しています。



(2) 年齢別人口構成

年少人口(15歳未満)は平成7年の2,602人(17.7%)から平成12年2,064人(14.7%)、平成17年1,674人(12.6%)と減少しています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は平成7年の3,304人(22.5%)から平成12年3,609人(25.8%)、平成17年3,738人(28.2%)と増加傾向にあり、少子化と高齢化が進行しています。



(3) 土地利用

総面積の81.3%が森林・原野で形成されており、宅地は2.0%、農地は9.4%です。

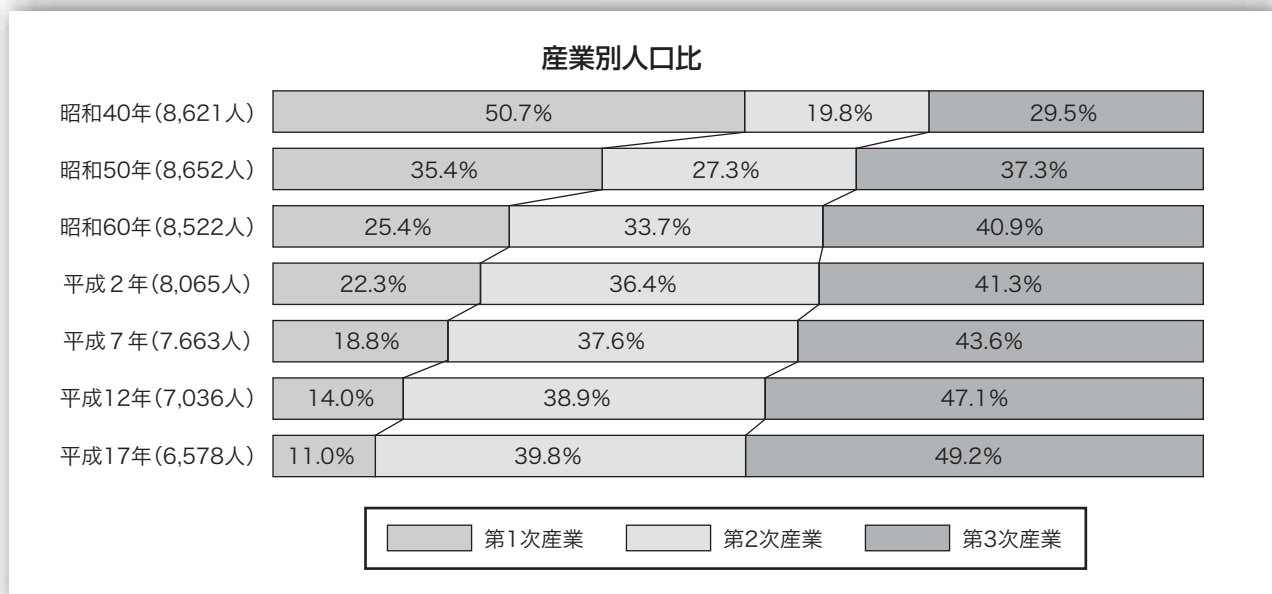
地 目	面積(km ²)	割 合(%)
森 林・原 野	99.54	81.3
農 用 地	11.47	9.4
河 川・水 路	3.05	2.5
宅 地	2.41	2.0
道 路	2.10	1.7
そ の 他	3.81	3.1
合 計	122.38	100.0

資料) 固定資産概要調書ほか本町資料

(4) 産業構造

総人口の減少に合わせて、就業者も減少傾向にあります。特に第1次産業就業者は昭和40年の4,370人(50.7%)から平成17年722人(11.0%)と激減しています。

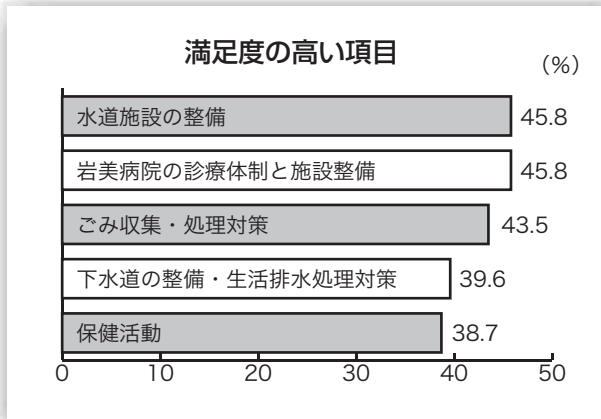
一方、第2次・第3次産業就業者の割合は年々増加傾向にあります。



(5) 住民の生活水準(住民アンケート結果概要)

平成18年3月に住民1,000人を対象として、「岩美町の現状について感じていること」、「思っていること」、「将来どのようなまちにしたいか」などのアンケート調査を実施しました。

① 岩美町の満足度について



医療や保健活動などの健康管理関係とごみ収集・処理対策や上下水道整備等の生活環境関係の施策に満足度が高くなっています。

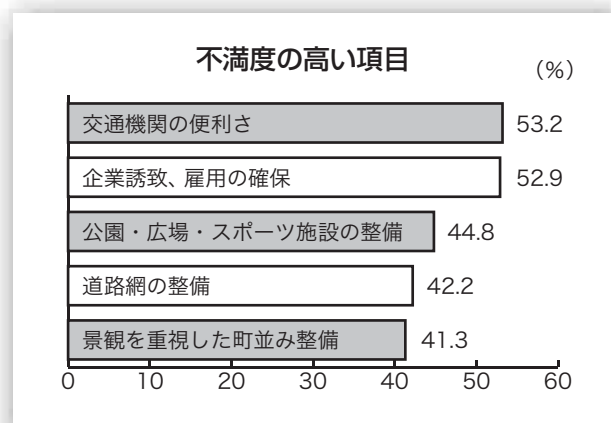
「水道施設の整備」の満足度が高く、これは一定の整備が完了したことによるものです。

また、新病院の建設に伴い施設が新しくなったことなどにより「岩美病院の診療体制と施設整備」の満足度が高いが、一方、診療内容に対する不満もあります。

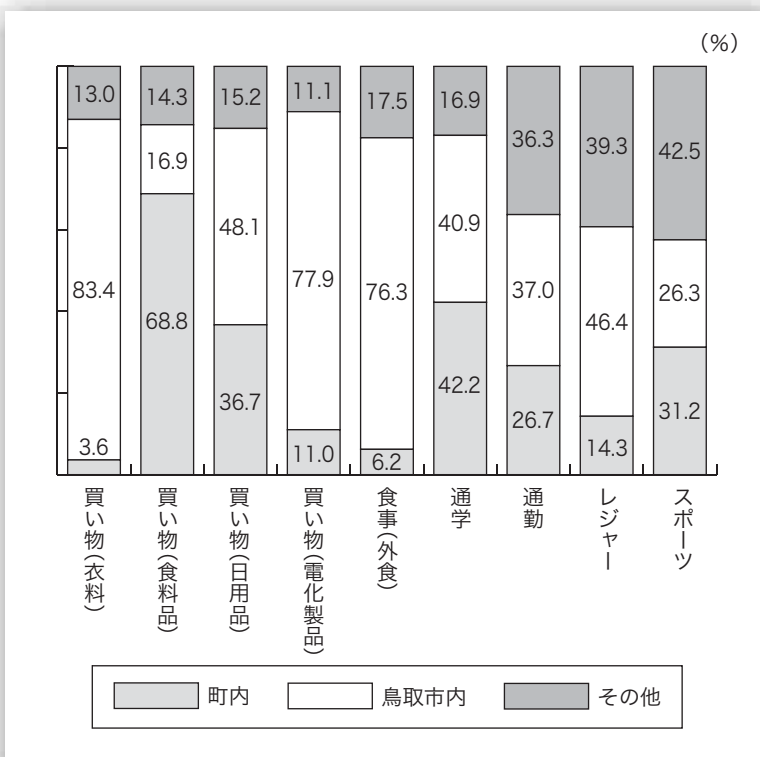
交通や道路整備、町内の雇用の場の確保など住民の生活に関わる項目に不満度が高くなっています。

「交通機関の便利さ」はバス・ＪＲ等の便数や運行時間への不満、「道路網の整備」は駒馳山バイパスなど幹線道路網の早期整備を望む声が多いことによるものです。

「公園・広場・スポーツ施設の整備」は、子育て世代に不満度が高く、子供の遊び場としての公園整備に対する要望が多いことによるものです。



② 日常生活での行動範囲について

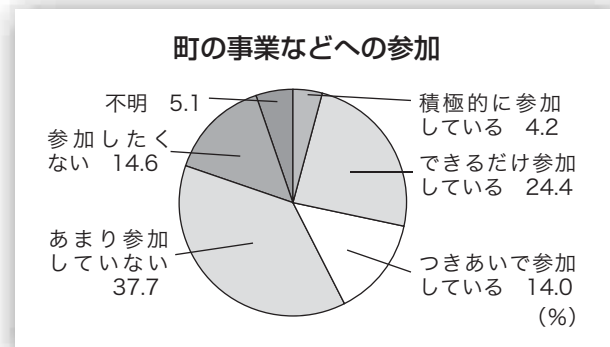


食料品以外の買い物は、「鳥取市の方が種類も豊富で安い」という理由などから『鳥取市内』が多く、さらに、食事や勤務・レジャーも『鳥取市内』が『町内』より多くなっています。

住民の生活圏が鳥取市を中心に広域化しています。

③町の事業などへの参加について

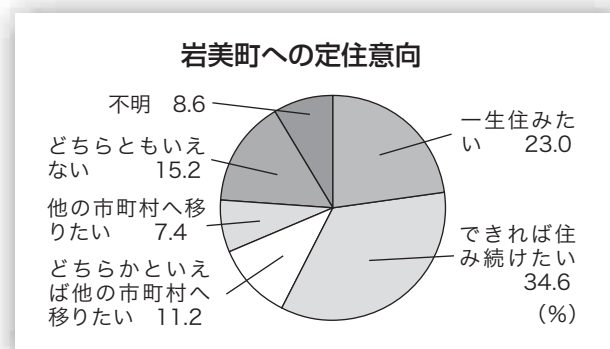
「あまり参加していない」が37.7%と多く、理由は「忙しくて時間がない」というのが多いが、「情報が無い」、「いつ、どこであるか分からない」という回答や「誰でも出やすい雰囲気づくりをしてほしい」という意見もあり、情報提供の方法、事業のあり方の検討が必要です。



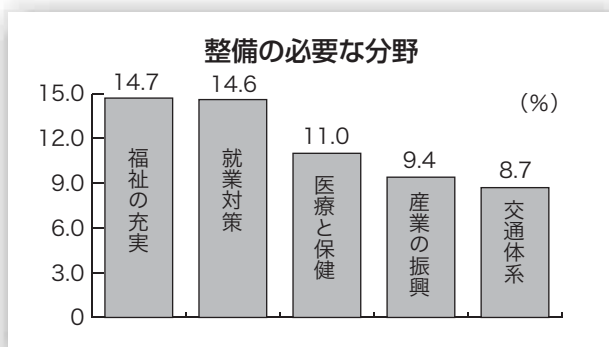
④現在の住みごち、今後の定住意向について

全体としては、「一生住みたい」「できれば住み続けたい」が57.6%となっています。

住み続けたい理由は「自然が豊かで環境がよい」、「犯罪などが少なく、安心して生活できる」などで、他市町村へ移りたい理由は、「買い物や公共交通機関の便が悪い」、「住宅事情が悪い」、「医療施設や福祉サービスが整っていない」などです。



⑤町の将来像について



目指すべき町の将来像として、『住み続けたい、住みたいと思える町にするために整備の必要な分野は何か』の問いに対し、「福祉の充実」や「就業対策」などが多く、住民が求める今後優先すべき施策は左のグラフの5分野です。

併せて、「住民同士のつながりが無い」、「優しい心の人づくりが必要」という意見があることから、地域のコミュニティ意識を高めることも『住み続けたいまちづくり』の重要なポイントになってきます。

《まちづくり委員の声》…まちづくり委員会より意見抜粋

- ◆住民と行政の協働には信頼関係が必要。
- ◆行政の情報公開による情報共有が必要。
- ◆住民も行政の職員も意識改革が必要。
- ◆住民と行政で役割の明確化が必要。
- ◆財政の健全化は予算内に事業縮小することではなく、成果重視で事業を実施すること。
- ◆住民が安心して子育てができ、歳をとっても安心して暮らせるような町にする。
- ◆小児科・産婦人科等の診療など病院の医療内容の充実が必要。
- ◆少子化対策は、不妊治療などへの援助も必要。
- ◆自主防災組織の設立推進。
- ◆教育には就学前教育、家庭教育が重要。
- ◆互いの相違を認め合うことが人権尊重につながる。

- ◆少子化の中、子供が公民館活動等で岩美町に住みたくなるような施策が必要。
- ◆伝統文化の保存も大切だが、新たな文化活動の創出という面が欠けている。
- ◆文化を大切にする町が必要。心が潤えば住民同士の連帯感も生まれる。
- ◆優れた芸術や文化にふれる機会や環境づくりが必要。
- ◆住民が自ら歳入を増やすような取り組みを考えることが必要。
- ◆農業・漁業など地域産業の後継者育成が必要。
- ◆高齢者や障害者に対応した商店街づくりが必要。
- ◆住民が山陰海岸を世界遺産にするような目標に向かって一丸となる運動をする。

3 主要課題と総合計画の柱

町の現状や住民アンケート結果、まちづくり委員等の意見を踏まえた主要課題と総合計画の柱は以下のとおりとします。



基本 構想

第3章 町の将来図

第4章 施策の大綱

第5章 重点プロジェクト



第3章 町の将来図



1 町の将来像

美しい浦富海岸を始めとする豊かな自然と共生し、住民一人ひとりが個性と人情味にあふれ、生き生きと輝いて暮らせるまちづくりを進めるためにめざすべき「将来像」を設定しました。

かがや 人が輝き 海輝る ひか きらめきつづけるまち岩美

～“心・自然・恵み”豊かさを未来へ～

この将来像の実現のために、4つのまちづくりの基本目標を設定しました。

1. 協働と改革を推進するまち
2. 恵まれた環境を守り、安全で安心なまち
3. まちづくりは人づくり 教育のまち
4. 豊かな資源を活かしたまち

2 将来人口等の指標

目標人口：13,000人

平成28年の推計人口(コーホート変化率法^{*}による推計)は11,278人と予想されます。

本計画による子育て支援、定住の促進、産業の振興など長期施策の展開により本計画の最終目標を13,000人と設定します。

区 分	平成17年国調人口	平成28年推計人口	平成28年目標人口
総 人 口	13,270人	11,278人	13,000人
年少人口(15歳未満)	1,674人	1,241人	1,400人
生産年齢人口(15～64歳)	7,858人	6,290人	7,200人
高齢者人口(65歳以上)	3,738人	3,747人	4,400人



^{*}コーホート変化率法 5歳階級年齢ごとの人口がどのように変化していくか、その「変化率」によって将来人口を推計する方法。

3 まちづくりの目標

これからの岩美町のまちづくりにあたっては、住民と行政が町の目指す将来の姿を共有し、協働してまちづくりを進めていくことが必要です。そのための目標水準を以下のとおり示します。

基本目標	指標名	現 状	平成28年度目標
協働と改革を 推進するまち	行政への参画機会	満足度 10.4%	50%
	町の事業やボランティア活動への参加	参加している割合 42.6%	50%
	窓口でのサービス	満足度 28.5%	40%
	ブロードバンド未普及地域解消	未普及割合 7.0%	0%
恵まれた環境を守り、 安全で安心なまち	出生数	平成17年度 83人	100人
	老人医療対象者一人当たりの老人医療費	平成17年度 651,303円	600,000円
	健康診断受診率	34.5%	50%以上
	自主防災組織数	1地区	9地区
	可燃ごみ処理量	平成17年度 2,368t	2,000t
	景観を重視した町並み整備	不満と答えた割合 41.3%	30%
	公園・広場・スポーツ施設の整備	不満と答えた割合 44.8%	30%
まちづくりは 人づくり 教育のまち	「学校が好きだ」と回答した割合	平成17年度 77.2%	85%
	公民館利用者数	平成16年度(*) 37,000人	38,000人
	図書貸出冊数	平成16年度(*) 37,989冊	50,000冊
	町の主催する審議会の女性登用率	平成17年度 23.5%	35%
	同和・人権問題研修会等に成人が参加する割合	平成17年度 79.8%	90%
豊かな資源を 活かしたまち	道路改良率 (1、2級 町道)	平成17年度 82.0%	85%
	生活排水処理人口普及率	平成17年度 57.6%	100%
	道路網の整備	不満と答えた割合 42.2%	30%
	企業誘致、雇用の確保	不満と答えた割合 52.9%	40%
	交通機関の便利さ	不満と答えた割合 53.2%	40%

(*)「公民館利用者数」「図書貸出冊数」の指標については、平成17年中央公民館(図書館)改修のため、平成16年度の数値を使用。

4 土地利用構想

町土の利用については、住民の安全と良好な生活環境を確保するため、災害に強い安全面、自然環境を保全する環境面、周囲に調和する景観面に配慮し、限られた町土の有効利用を図ります。

地域別の土地利用の基本的方向は以下のとおりです。

(1) 居住地域

自然環境や周辺環境との調和に配慮しながら、防災環境の整った安全で安心して暮らせる住環境整備を進め、快適で魅力的な居住環境を創造します。

(2) 農業地域

農用地については、農業生産力の維持や農業経営の安定を図るため、優良農地の維持・保全に努めるとともに、遊休農地の活用や耕作放棄地の発生防止を図ります。

また、農用地が持つ洪水調整のための遊水機能や住民に潤いを与える緑地空間としての役割が十分発揮されるように努めます。

(3) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の景勝地であり、住民が潤いのある生活を営む上で重要な役割を持っていると同時に、観光資源としても貴重な財産です。

自然景観の維持・保全に努めながら、周辺環境と調和した公園整備、人と自然が共生できる快適な空間を形成します。

(4) 森林地域

森林地域は、町土保全、水源の涵養や大気の浄化、保養などの公益的な機能があります。

森林の保全に努めるとともに、住民のレクリエーションの場としての活用を推進します。

第4章 施策の大綱

町の目指す姿と施策の柱・方向性

1 協働と改革を推進するまち

まちづくりの主役は住民です。住民の自発的活動を主体とし、「住民と行政の協働」を一層推進していく必要があります。

住民一人ひとりの個性や多様な活動をまちづくりに取り込むシステムづくり、住民の自発的な活動や取り組みへの支援策等を推進します。

本格的な地方分権社会の中で、町の主体性、自主性の発揮が求められています。

行政が自らの改革に取り組み、効率的・効果的な行政運営を行い、健全な財政運営を目指します。

住民と協働で創るまちづくり

①住民参画の推進

住民と行政の役割分担や連携のあり方をシステム化し、住民とのパートナーシップを一層強固なものとして、単独自立を活かした特色ある魅力的なまちづくりを推進します。

また、広報・ホームページなどで行政情報を積極的に公開・提供し、住民との情報の共有化を進めます。



まちづくり委員会

②信頼される行財政運営

社会情勢の変化と住民の様々な需要に的確かつ迅速に対応するため、簡素で効率的な財政運営を目指し、事業の適切な取捨選択と見直しを進めます。

さらに、職員の意識改革、民間活力の導入等により一層の行政改革を推進します。

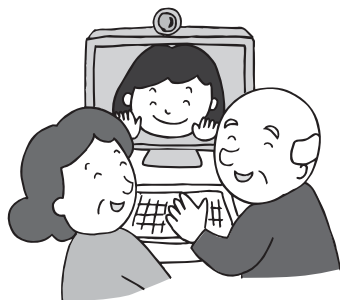


人と情報が行き交うまちづくり

③情報化の推進

情報通信ネットワーク社会の進展に対応するため、地域社会の情報化を進める情報通信網を整備し、地域間の情報格差を是正します。

また、これらの情報通信網を活用して住民が情報化のメリットを享受できるような仕組みを構築します。



④広域連携・交流の推進

住民の活動範囲が広域化する中、圏域自治体間の連携や相互の機能分担を行いながら、広域連携を推進します。

また、国内外と観光・文化・経済等で活発な交流を深めるとともに、住民主体の交流が促進されるように努めます。



2 恵まれた環境を守り、安全で安心なまち

住民一人ひとりが生きがいを持ち、心身ともに健康で自立して暮らしていくことが健全なまちの基礎となります。

子どもを地域で支え、高齢者・障害者が自立できる取り組みを推進するとともに、岩美町の豊かな自然環境を守りながら、地域の安全を住民全体で支え、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

やさしさと思いやりのあるまちづくり

①地域福祉の推進

生活様式や価値観の多様化に伴い、住民の福祉需要も多様化しています。

地域住民・社会福祉団体・ボランティアなどと連携、協力しながら、地域における住民主体の福祉活動の活性化に取り組みます。

②児童福祉の充実

子育ての基本的な責任は家庭とし、地域社会全体で子育てを支えていく取り組みを推進します。

また、保育環境の整備や様々な保育需要に対応した保育・子育て支援体制を充実させ、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

健康で生きがいの持てるまちづくり

③高齢者・障害者福祉の充実

高齢者や障害者が健康で生きがいを持ち、自立した日常生活を営むことができるように生活環境の整備を進めるとともに、その能力と適性に応じて積極的に社会に参加できる機会を提供し、高齢者や障害者の社会参加を支援します。



すこやかセンター

④保健・医療の充実

住民の日常生活における健康づくり支援や健康診断などの保健施策を進めるとともに、岩美病院では地域の中核病院として多様化する医療需要に的確に応えるため、診療科・体制の充実を推進します。

また、地域医療の充実を図るため開業医との病診連携も進めます。

地域の保健・医療制度の基盤である国民健康保険・介護保険制度について、被保険者の健康づくりや介護予防を進めながら、保険財政の健全化に努めます。

安全で安心なまちづくり

⑤消防・防災対策の充実

火災や地震・台風などの自然災害に対応した災害時の情報伝達や消防・防災設備の充実を進めます。

また、住民が生命・財産を自ら守る意識を高め、各地区消防団の充実や自主防災組織の設立により、地域の防災体制の確立に努めます。



⑥交通安全対策と防犯活動の推進

子供や高齢者などの交通弱者保護のため、地域が一体となって交通安全教育など意識啓発を進めるとともに、安全施設の整備や交通事故防止対策を推進します。

また、住民・行政・警察などがそれぞれの役割を担いながら相互に連携し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。



自然と共生するまちづくり

⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進

可燃ごみの処理を鳥取市の処理施設に頼っている中、行政と住民、事業所が一体となって、ごみの減量化に取り組みます。

また、施設の整備・運営に要する費用を考慮し、広域的な連携を含めた廃棄物処理対策とリサイクルを進めます。

⑧自然環境保全と景観形成

「海と山と温泉の町 岩美町」を実感できるように、美しく豊かな自然や風景を活かした景観整備を進めるとともに、恵まれた自然環境を守るため、海岸漂着廃棄物の処理、草刈などの景観保全、不法投棄の防止や環境教育など環境施策を進めます。

3 まちづくりは人づくり 教育のまち

「まちづくりは人づくり」という基本的な考えのもと、次代を担う子ども達を育成するとともに、誰もが生涯にわたり、生きがいを持って暮らすことが出来るように、生涯学習や文化、スポーツなどの取り組みを充実させ、豊かな人間性と薫り高い文化を育むまちづくりを目指します。

豊かな人間性と薫り高い文化を育む教育のまちづくり



①学校・地域教育の充実

生きる力を育み、基本的な生活習慣の定着や基礎学力の向上のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実します。

心豊かで優しさとたくましさを併せ持つ子ども達を育てるために、家庭や地域と連携をとりながら、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を進めます。

また、中学校建設など教育環境の整備を推進します。

②生涯学習の充実

住民一人ひとりが生涯にわたって、心豊かに生きがいを持って潤いのある生活が送れるように、各世代に応じた自主的・自発的な学習ができる環境の整備を推進します。

また、地域づくりの拠点として魅力ある公民館活動の展開と豊かな心を育む読書活動の充実を進めます。



③生涯スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、すべての住民が日常生活の中で、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるように生涯スポーツ活動を推進します。



④芸術・文化の振興

町内には多くの歴史的遺産や伝統文化があり、これらを保存・活用し、後生に引き継ぎます。

また、様々な発表の機会を設けることにより、地域文化あふれる豊かなまちづくりを推進します。

さらに、住民に優れた芸術にふれる機会を提供するとともに、新たな文化の創造を推進します。



尾崎 翠

人権が尊重されるまちづくり

⑤人権尊重意識の高揚

人権の尊重を基盤として、人権教育の拡大と充実のため、行政・地域・同和教育推進団体などが連携して総合的・継続的な取り組みを行います。

さらに、住民があらゆる人権問題に対し、正確な理解と認識を養えるように人権尊重意識の高揚に努めます。

⑥男女共同参画の推進

男性と女性が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を充分に発揮することができる社会の実現に向けた施策の取り組みを進めます。

4 豊かな資源を活かしたまち

住民の生活範囲の広域化や高速道路網の整備により、近畿・中国圏との人の交流や物流が活発になると期待されます。

本町の豊かな自然を活かした観光と地域資源を活かした産業を活性化し、にぎわいと活力のある地域産業の振興を推進します。

また、生活基盤の整備などにより住民が快適に暮らせるようなまちづくりを推進します。

地域資源を活かし、活気あふれるまちづくり

①農林業の振興

消費者に受け入れられる安全で安心な農作物の生産、環境に優しい農業の推進、農作物の特産品化を目指すとともに、販路の拡大を進めます。

定年帰農者など農業担い手育成、集落営農の組織化、農地集積を推進するなど、農業のやり易い環境の整備に取り組み、農業人口の減少を食い止め、町内に元気な農業者を増やすとともに、耕作放棄地や荒廃地の増加に歯止めをかけます。

さらに、地産地消への積極的な参画を促し、ふれあい市や町内事業所等へ農産物の提供が行えるよう進めます。

また、森林の公益的機能を発揮できるよう間伐等森林施業を行うとともに、森林病虫害防除による松林の保全を促進します。



②水産業の振興

築磯等の沿岸漁場を整備するとともに、密漁対策や稚魚放流等による資源管理の徹底を実施し、漁獲量の増加を図る取り組みを進めます。

さらに、沖合漁業体験セミナー等により後継者の育成を行い漁業者確保対策の強化を進めます。

また、漁業経営の安定化を図るため、漁獲共済への支援強化を行うとともに、町内の産業と連携した魚介類のPR促進・販路拡大を進めます。



③商工業の振興

商工業者の経営基盤の強化や情報化社会に対応した経営革新と経営維持安定のための制度融資の利用促進を図るとともに、高齢者や障害者に対応した商店街の環境整備や地場産業の存続育成を進めます。

また、企業誘致等により雇用の促進と地域経済の活性化を推進します。

さらに、町内産業相互の連携と情報の共有を図り、地域の自然や歴史・文化を活かした特産品の開発・観光資源の活用等活力のあるまちづくりの実践を進めます。



④観光の振興

浦富海岸や岩井温泉、漁獲量日本一の松葉がにを始めとする海産物などの観光資源を積極的に活用し宣伝を行うとともに、農林水産業や商工業と連携した体験型観光の開発と確立を行います。

また、県内外の関係機関と連携し、観光客の誘致拡大を目指すとともに、観光事業者の育成を行い、観光地としての資質を向上させます。

快適で住みよいまちづくり

⑤道路・交通網の整備

「鳥取豊岡宮津自動車道」の整備による利便性の向上、「中国横断自動車道・姫路鳥取線」の開通による近畿・中国圏等との人の交流や物流の拡大などによる地域活性化など、幹線道路網の整備は地域の発展や活性化に欠かすことのできないものです。

これらの整備と併せ、住民の生活道路である町・県道の効率的かつ効果的な整備を推進します。



⑥定住対策の充実

多様化する住宅需要に対応した公営住宅を供給するとともに、引き続き民間による宅地開発・住宅供給を促進します。

また、各地に点在する空き家の有効利用、若者の定住や退職を迎える団塊世代の受け入れなどの定住化対策を促進します。



⑦上下水道の整備

上水取水設備の改良、老朽管路の更新といった水道施設の整備を行い、安全な水の供給を図ります。

また、生活排水の河川や海への放流による水質汚濁・自然環境の悪化が懸念される中、浦富浄化センターの拡張工事をはじめとした集合処理施設の整備を行うことにより、河川等の水環境を保全します。



⑧公共交通機関の充実

路線バス等の既存公共交通機関の存続に努めるとともに、利用者の減少に対応した運行形態を見直し、鉄道・バス等の地域公共交通ネットワークによる効率的で、利用しやすい運行体系を構築します。



⑨土地の利用

将来展望に立って、国土利用計画等を適切に見直し、運用することで計画的な土地利用を推進します。

また、引き続き地籍調査事業を進め、正確で明確な土地情報をまちづくりに活用します。

5 施策の体系図

将来像	基本目標	施策項目	
		柱	内容
人が輝き 心・自然・恵み 海輝る きらめきつづけるまち 岩美	協働と改革を推進するまち	住民と協働で創るまちづくり	①住民参画の推進 ②信頼される行財政運営
		人と情報が行き交うまちづくり	③情報化の推進 ④広域連携・交流の推進
	恵まれた環境を守り、安全で安心なまち	やさしさと思いやりのあるまちづくり	①地域福祉の推進 ②児童福祉の充実
		健康で生きがいの持てるまちづくり	③高齢者・障害者福祉の充実 ④保健・医療の充実
		安全で安心なまちづくり	⑤消防・防災対策の充実 ⑥交通安全対策と防犯活動の推進
		自然と共生するまちづくり	⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進 ⑧自然環境保全と景観形成
	まちづくりは人づくり教育のまち	豊かな人間性と薫り高い文化を育む教育のまちづくり	①学校・地域教育の充実 ②生涯学習の充実 ③生涯スポーツ活動の推進 ④芸術・文化の振興
		人権が尊重されるまちづくり	⑤人権尊重意識の高揚 ⑥男女共同参画の推進
	豊かな資源を活かしたまち	地域資源を活かし、活気あふれるまちづくり	①農林業の振興 ②水産業の振興 ③商工業の振興 ④観光の振興
		快適で住みよいまちづくり	⑤道路・交通網の整備 ⑥定住対策の充実 ⑦上下水道の整備 ⑧公共交通機関の充実 ⑨土地の利用

第5章 重点プロジェクト

ここでは、町の将来像を実現するため、基本施策の枠組みを越えて、重点的かつ横断的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けます。

1 少子化対策プロジェクト

平成17年の国勢調査に基づく、日本の総人口が戦後初めて前回を下回る結果となり、同年の合計特殊出生率^{*}も過去最低の1.25を記録し、予想よりも早く人口減少局面を迎えています。

本町の出生数は平成9年から100人前後で推移しており、平成17年度は83人と少子化が進行しています。今後もその傾向が続くことから少子化対策を講じることが急務となっています。

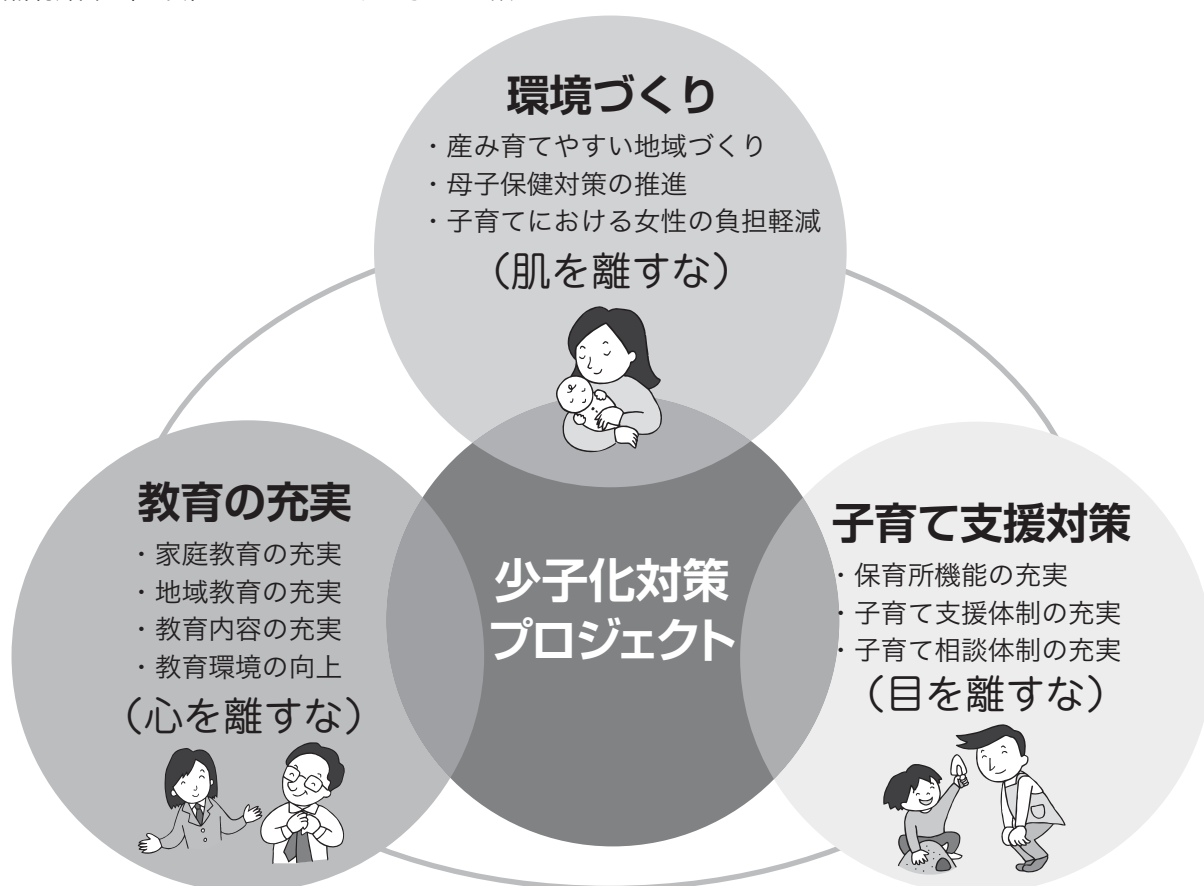
少子化の原因は結婚や出産育児に対する意識の変化、共働き家庭の増加、核家族化など子育てに係る経済的・精神的負担、地域コミュニケーションの減少など様々な問題があげられます。

この中で、特に子育てに対する負担を軽減することや子どもを育てやすい環境をつくることが少子化の解消につながると考えます。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるために、「岩美町次世代育成支援行動計画」を基本として、家庭や地域の環境づくりと保育機能を充実し、子育てと仕事の両立に向けた支援を進めます。

そして、岩美町の将来を背負っていく子どもたちを育てる体制づくりに努めます。

^{*}合計特殊出生率…女性が一生のうちに産む子どもの数



2 定住対策プロジェクト

本町の人口は減少傾向にあります。一方で世帯数は増加しており、核家族化が進行しています。

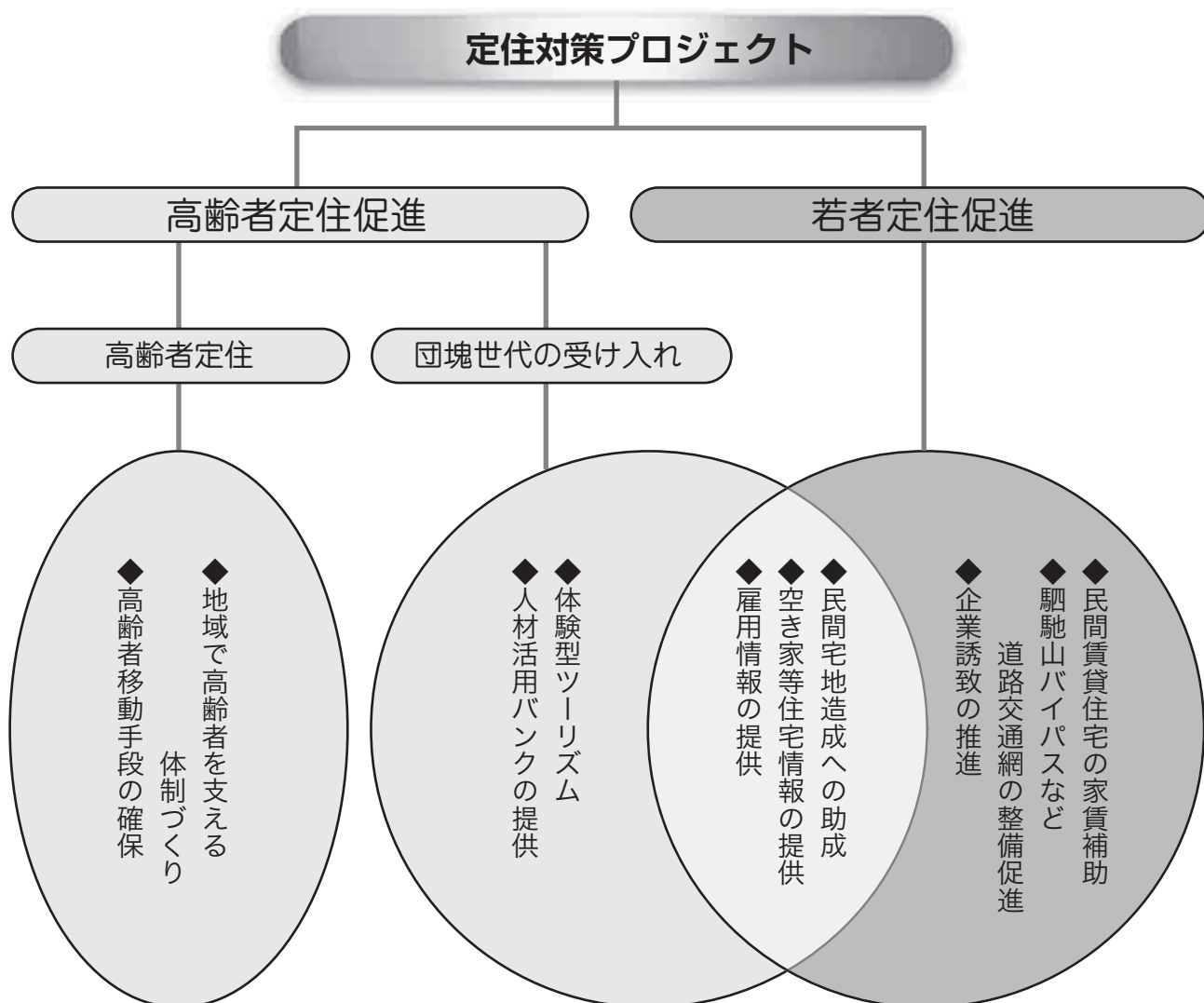
このような状況の中、若者世帯を中心として町外への転出を抑制することや退職を迎える団塊の世代の受け入れなど人口減少に歯止めをかける施策が必要となります。

若者定住促進対策は、低所得者層の住宅対策として町営住宅の建設や建替えを進めてきましたが、下水道設備など既存施設の住環境改良等に転換し、民間住宅に入居する若年勤労者に対する家賃補助や民間宅地造成事業に対する補助など民間による住宅供給を促進していくことで、多様な住宅需要に対応します。

また、住民の半数以上が町外へ通勤している現状から、若年層の転出原因としてあげられる「町内に就業場所がない」「勤務先への交通の便が悪い」という課題に対応するため、企業の誘致や道路交通網の整備を推進します。

高齢者定住促進対策は、高齢化社会に対応したまちづくりを進めるとともに、平成19年度以降退職を迎える「団塊の世代」の受け入れ体制づくりを推進します。

さらに、空き家情報の活用など住宅情報や雇用情報を積極的に発信し、若者・高齢者に限らず町外者の受け入れを推進し、町の活性化を進めます。



基本 計画

協働と改革を推進するまち

恵まれた環境を守り、安全で安心なまち

まちづくりは人づくり 教育のまち

豊かな資源を活かしたまち



協働と改革を 推進するまち

住民と協働で創るまちづくり

①住民参画の推進

現況と課題

◆広報・防災無線等で行政情報の周知や町の行事等への参加を呼びかけていますが、まちづくりへの参画に対する住民の関心が低いことや行政情報がうまく伝わっていないなど、住民と行政の情報共有は不十分であり、住民の力が充分に発揮されているとは言えません。

行政は住民との信頼関係に基づく開かれたまちづくりを進めるとともに、様々な分野で住民の力を活かし、住民と行政が協働していく仕組みを発展させていくことが求められています。

基本的な方向

◆協働のまちづくりの第一歩は、一番身近な地域活動への住民参加・参画から始まります。

住民と行政がまちづくりの目的や課題を共有したうえで、事業等の企画から実施、評価までのあらゆる段階で協力し合える『協働のまちづくり』を進めます。

また、住民の自発的なまちづくりやコミュニティ活動に対する支援を行います。

施策の体系

①住民参画の推進

(1) まちづくりへの参画

(2) 地域主体のまちづくり

(3) 情報共有と個人情報保護

施策の内容

(1) まちづくりへの参画

◆計画段階から住民がまちづくりに参画できる仕組みづくりを行います。

◆住民と行政との役割分担や住民の権利・住民参画のための基本的事項を定めたまちづくり条例の制定を行います。

(2) 地域主体のまちづくり

◆自治組織の活性化や新たな地域活動を担うNPO団体を育成します。

◆住民主体の地域づくりに対する支援を行います。

◆小規模な施設修繕に対して、行政が原材料を提供し、地域で修繕するなど協働による地域づくりを進めます。

(3) 情報共有と個人情報保護

◆広報紙や防災行政無線・インターネットを活用し、的確でわかりやすい行政情報を提供します。

◆パブリックコメント*等により住民の声や意見を町政に反映させる公聴の拡充に取り組みます。

◆情報公開を迅速に進めるため、文書管理システムの導入を進めます。

◆住民の権利や利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いを行います。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヵ年の主な事業
まちづくりへの参画	町・住民	まちづくり条例の制定
地域主体のまちづくり	町・住民・その他	わがまちづくり交付金
情報共有と個人情報保護	町	文書管理システムの導入

*パブリックコメント…住民から意見・提言を受けること。

②信頼される行財政運営

現況と課題

◆国・地方とも厳しい財政状況の中、三位一体の改革が強力に推し進められました。

国庫補助負担金の廃止や引き下げ額に相当する税源移譲がなされないなどの課題が新たに発生し、町の財政状況もますます厳しくなっています。

限られた財源の中で、一層の住民サービスの向上に努めなければなりません。

行政が自らの改革に取り組み、効率的・効果的な行政運営を行う必要があります。

また、使用料等の見直しや経常的な経費を抑制するなど健全な財政運営を行う必要があります。

さらに、「町の財政状況や計画がわからない」という声もあり、わかりやすく情報を公開することが求められています。

基本的な方向

◆職員の意識改革、民間活力の導入など引き続き行政改革に取り組むとともに、行政評価^{*}による事務や事業の適切な取捨選択と見直しを行い効率的で効果的な行政運営を推進します。

また、使用料や地元負担などの住民負担の見直しや新たな財源の確保に努めます。

さらに、中期的な財政計画を策定し計画的な財政運営を行うとともに、住民にわかりやすく財政情報を公開します。

施策の体系

②信頼される行財政運営

(1) 行政改革

(2) 財政運営

施策の内容

(1) 行政改革

◆行政評価システムを確立し、事務や事業の見直しを進め、効率的・効果的な行政運営を推進します。

◆能力・実績評価による人材育成型の評価制度を確立し、適正に運用することで職員の意欲向上と能力活用に取り組みます。

◆住民にわかりやすく親しみやすい行政サービスが提供できるように、様々な研修を活用して職員の資質向上に取り組みます。

◆行政需要に対応した職員定数・組織の見直しやプロジェクトチームの活用等による弾力的な行政運営と事務の効率化を推進します。

◆民間で実施できる事務や事業は民間へ移行するなど行政のスリム化を推進します。

◆行政改革推進委員会の意見や提言を参考として、効果的で無駄のない行政改革を進めます。

(2) 財政運営

◆コンビニ納付、電子納付^{*}等の多様な納税方法を検討するとともに、広報・啓発により、住民の納税意識を高めます。

◆使用料・手数料・負担金等の見直しや広告料収入等の財源確保に努めます。

◆事業内容の精査・見直しと取捨選択を適切に行うとともに、財政情報を住民にわかりやすく公開します。



確定申告納税相談

主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
行政改革	町	行政評価システムの導入
	町	人事評価制度の構築
財政運営	町	わかりやすい財政情報の公開

*行政評価…行政の事務や事業に対する費用対効果を評価すること。

*電子納付…金融機関のインターネットバンキング等を利用する納付方法。

人と情報が行き交うまちづくり

③情報化の推進

現況と課題

◆インターネット、携帯電話(移動通信)などの情報通信基盤は、住民が様々な情報を入手・発信し、行政と連携してまちづくりを進めるうえで重要な手段です。

しかし、民間事業者による整備は進まず、インターネットでは、ADSLサービス*の未提供地区があるほか、依然として、携帯電話の不感地区も存在しています。

また、都市部との情報格差が拡がり、住民にとって十分な環境ではなく、情報格差是正のためにも情報通信環境の改善が求められています。

さらに、テレビ放送が2011年には完全にデジタル化されますが、町内には共聴施設での視聴者が多いため、住民にとって最も身近な情報収集の手段であるテレビ放送への対応も必要です。

基本的な方向

◆いつでも、どこでも、誰でもネットワークに繋がる社会に向けて、インターネット、携帯電話など住民の需要に即して情報通信環境の改善に取り組めます。

情報通信基盤を活用し、住民の利便性向上や行政事務の効率化に取り組めます。

また、住民が様々な情報を入手、発信して地域の活性化に取り組めるよう情報通信のネットワークを活用したまちづくりを進めます。

さらに、テレビ放送のデジタル化に向けて、放送事業者など関係機関と連携し、情報収集、住民への情報公開を行い、スムーズな移行を進めます。

施策の体系

③情報化の推進

(1) 情報通信環境の充実

(2) 情報化による地域づくり

施策の内容

(1) 情報通信環境の充実

- ◆町内のインターネットサービス環境の向上を促進します。
- ◆携帯電話不感地区の解消を促進します。
- ◆テレビの地上波デジタル放送化に対応するため、CATVも含めて検討します。
- ◆電子申請、申告*など情報通信基盤を活用した行政手続の電子化の仕組みを研究し、住民の利便性の向上と行政事務の簡素化・効率化を推進します。

(2) 情報化による地域づくり

- ◆インターネットを通して町の特産品を紹介するなど、情報通信網を活用した町の活性化を進めます。
- ◆パソコン教室など住民の情報処理教育を充実します。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヵ年の主な事業
情報通信環境の充実	町・その他	情報通信環境の改善
	町	各種行政手続の電子化システム導入

*ADSLサービス…電話線を使い高速なデータ通信を行なう技術の提供。

*電子申請、申告…インターネット等を利用して各種申し込みや税の申告などを行うこと。

④広域連携・交流の推進

現況と課題

◆広域圏の連携

住民の活動範囲が広域化する中、それに対応する課題も町域だけでは解決することができなくなっています。

現在も、共同化できる事業は広域で行っていますが、さらに近隣自治体間の連携を深めるとともに、相互の機能分担を強化する必要があります。

◆国内・国際交流

国外は中国、国内は東京武蔵野市や沖縄県国頭村と交流を進めていますが、住民主体による交流までは発展していません。

異なる文化や生活に触れ、新しい考えを生み出す機会となるよう住民主体の交流につなげていく必要があります。

基本的な方向

◆県東部圏域や兵庫県但馬圏域と連携しながら広域行政を推進します。

国内外の地域・団体と観光・文化等で活発に交流を深めながら、産業振興や定住促進など地域の活性化につながるよう住民主体の交流への展開を進めます。

施策の体系

④広域連携・交流の推進

(1) 広域圏の連携

(2) 国内・国際交流の推進

施策の内容

(1) 広域圏の連携

◆東部広域圏における消防・ごみ処理などの共同事務の適正な運営を促進します。

◆後期高齢者医療広域連合による医療制度の運営を行います。

◆コリドー21(因但県境自治体会議)で県境を越えた文化・経済・観光の交流を促進します。

(2) 国内・国際交流の推進

◆小学校児童を中心に沖縄県国頭村との交流を推進します。

◆都市部を対象とした自然体験事業を通して、ツーリズムや経済・文化交流を促進します。

◆日中友好事業の開催や外国語指導助手の配置により、住民に外国文化とのふれあいの機会を提供します。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
国内・国際交流の推進	町・住民・その他	滞在型自然体験事業

恵まれた環境を守り、安全で安心なまち

やさしさと思いやりのあるまちづくり

①地域福祉の推進

現況と課題

◆近年、家族のきずなや地域のつながりが希薄になっており、ひきこもり、児童・高齢者の虐待、配偶者等への暴力、地域からの孤立などが社会問題となっています。

また、高齢化の進行、経済格差の拡大に伴う生活困窮者等からの相談件数も増加しています。

このような状況の中、住民の福祉需要が多様化しており、公的なサービス提供のみならず、地域のつながりを活かした助け合いや支え合いが必要です。

基本的な方向

◆地域住民、ボランティアや様々な福祉活動を行う団体がお互いに連携し、人々が安心して生活できるよう地域福祉の取り組みを進めます。

また、生活困窮者等に対しては、民生委員や関係機関との連携をとりながら、自立を助けるための相談体制を充実します。



施策の体系

①地域福祉の推進

(1) 地域福祉の推進

(2) 相談体制の充実

施策の内容

(1) 地域福祉の推進

◆地域福祉への住民の理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。

◆地域住民が、子どもから大人まで互いのふれあいを深め、共に支え合うまちづくりを進めます。

◆福祉活動を行う様々な団体が連携して適切にサービス提供ができる仕組みづくりを進めます。

(2) 相談体制の充実

◆生活困窮者等の相談に対しては、世帯の実情に応じた自立と更正に向けた相談体制づくりを進めます。

主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
地域福祉の推進	町・住民・その他	地域福祉活動の普及啓発
	町・住民・その他	子どもから高齢者までのボランティア活動育成と支援
	町・住民・その他	福祉活動を行う団体のネットワークの整備

②児童福祉の充実

現況と課題

◆地域社会の結びつきの希薄化や核家族化、共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まっている家庭もあります。

そのため、子育て支援センターや保育所だけでなく、地域住民の協力も得て子育て支援体制を整える必要があります。

また、乳幼児期の人格形成に必要な子ども同士のふれあいの場としての保育所の役割も重要になっていますが、少子化により入所児童が少なくなり、その役割を十分に果たせない保育所も出てきています。

子ども同士のふれあいの場づくりや様々な保育需要に対応するため、良好な保育環境を確保する必要があります。

基本的な方向

◆子育ての基本的な責任は家庭とし、行政、関係団体、地域の役割を明確にしたうえで、子育てを支える体制を整えます。

また、良好な保育環境を確保するため、保育所を統合・整備するとともに、様々な保育需要に対応するため、職員体制を充実し、全保育所で延長保育や一時保育を行います。

さらに、家庭の状況を把握して、支援の必要な家庭に対しては子育て支援センターや保育所等が連携して積極的な支援を行います。

施策の体系

②児童福祉の充実

(1) 保育所機能の充実

(2) 子育て支援体制の充実

施策の内容

(1) 保育所機能の充実

◆保育所の統合・整備を行うとともに、廃所となる保育所の有効利用を検討します。

◆全保育所での一時保育、延長保育を実施します。

◆就学前教育の場として、保育内容を充実します。



(2) 子育て支援体制の充実

◆子育て支援センターの統括のもと、保育所や児童館を地域子育て支援センターとして位置付け、必要に応じて保健師等と連携しながら子育て支援を行います。

◆子育てモデル地区を設定し、地域で子育てを支える体制づくりを支援します。

◆学校との連携を強化し、放課後児童クラブを中心に放課後の児童の居場所づくりを充実します。

◆ひとり親家庭、障害児を持つ家庭に対して、児童年金等を給付し、支援します。

◆岩美町子育て支援ネットワーク地域協議会内の各関係機関と連携し、児童虐待の発生防止に努めます。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヵ年の主な事業
保育所機能の充実	町	保育所の統合・整備
子育て支援体制の充実	町・その他	子育て支援センターへの子育て情報の集中化 (学校・保育所等関係機関とのネットワークの構築)

健康で生きがいの持てるまちづくり

③高齢者・障害者福祉の充実

現況と課題

◆高齢者福祉

核家族化の進行や高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれます。

介護サービスの充実や介護予防の推進と併せて、高齢者自身が自立し、何らかの支援が必要になっても地域の支え合いによって、尊厳を持って安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

◆障害者福祉

障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう自立に向けた支援や援助が必要となります。

また、地域の中でともに生活を送れるよう、住まい・働く場・福祉サービスの包括的な体制の確立が必要です。

基本的な方向

◆高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、介護が必要になっても地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備します。

また、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、相談体制など地域活動支援の充実、また、重度障害者が地域で暮らせるよう基盤整備を進めます。

さらに、障害者が地域で働けるように就労支援体制の整備を進めます。



施策の体系

③高齢者・障害者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

(2) 障害者福祉の充実

施策の内容

(1) 高齢者福祉の充実

◆高齢者の豊かな経験と知識を活かして、地域活動に積極的に参加できるよう支援します。

◆高齢者の移動を円滑にするための交通手段の確保に努めます。

◆介護や支援が必要な、高齢者の地域生活を支える「ふれあいサロン」*の立ち上げを支援するとともに、それに関わるボランティアを養成します。

◆認知症やひとり暮らしの介護が必要な高齢者を関係機関や地域住民と連携して、年間を通して終日支える体制づくりを進めます。

(2) 障害者福祉の充実

◆空き教室などを利用して、障害者の活動の場を提供し、日常生活に必要な訓練、指導を行う小規模作業所などを支援します。

◆施設入所者も参加できる機能訓練、日常動作訓練などの支援を行います。

◆重度障害者が地域で暮らせるように、一時預かりや見守りなどの支援を行います。

◆福祉と雇用の連携により、障害者の就職や職場定着を支援します。

◆障害者が適性に応じ、より力を発揮して働けるように授産施設から一般就労への移行を促進します。

主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
高齢者福祉の充実	町・住民・その他	高齢者の活動支援、福祉輸送体制の整備
	町・その他	地域密着型サービスの推進
障害者福祉の充実	町・その他	福祉サービスの基盤整備
	町・その他	福祉サービスや就労に関する相談支援体制の整備

*ふれあいサロン…地域の中で、仲間づくりや異世代交流を行うなどふれあいを深める地域住民が運営するサロン。

④保健・医療の充実

現況と課題

◆保健

著しく社会情勢が変化するストレス社会の中で、子どもから大人まで年齢を問わず、心身の健康に影響のあるライフスタイルに起因する生活習慣病、うつ病、自殺、10代の妊娠中絶などが深刻な問題になっています。

また、介護認定者が増加する中で、初老期にあっても介護予防視点に立った生活習慣病予防の強化継続が必須であり、自らの命と健康を守り、一人ひとりの生命が尊重されるような環境づくりが必要です。

◆医療

国の医療に対する方向は、施設医療から在宅医療に向かっていますが、在宅医療の支援体制はまだ十分でなく、その充実が求められています。

そのような中、地域医療の中核病院となる岩美病院では、現在認知症病棟を休止しています。

医師不足という全国的な課題はありますが、早期再開と充実した診療が望まれています。

さらに待つ医療ではなく、地域に出かける医療を展開し、住民の信頼を得ることが重要となります。

基本的な方向

◆生涯にわたってストレスをためず、若い頃から自分の健康に注意しながら、たとえ高齢であっても生活習慣を修正する前向きな取り組みを促進します。

また、家庭・学校・職域・地域などの生活場面に合わせて、お互いのかかわりあいを大切にしながら個人を支援する「こころの健康づくり」に取り組んでいきます。

また、岩美病院では在宅医療を支援するため、通所リハビリテーション利用者の増員を進めるとともに、通院できない方等の訪問リハビリテーションにも取り組みます。

あわせて、訪問看護を充実するなど病院と在宅との循環型医療体制の構築に取り組みます。

さらに、各種医療・介護機関等と連携して相談体制を充実するなど地域医療を展開します。

また、公営企業として独立採算制の原則に立ち、健全経営に取り組みます。



施策の体系

④保健・医療の充実

(1) 保健の充実

(2) 医療の充実

施策の内容

(1) 保健の充実

◆寝たきりや認知症にならないで、住民が生き生きと満足いく生活が送れるように、40歳以上を重点に地域での自主的な健康づくり活動を支援します。

◆生活習慣病対策として、健診データ等を活用しながら、生活習慣を改める健康教育を促進します。

◆母子の健康推進、家庭での食育、思春期相談など、家庭生活指導を保育所・学校と連携して進めます。

◆ストレスを十分解消して、心身をしっかり休めることのできる心の健康づくりを推進します。

◆自らの健康課題に気付き、自主的に解決していけるように促す取り組みを行います。

(2) 医療の充実

◆訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなど地域在宅ケアの充実に取り組みます。

◆病院間の「病病連携」、開業医との「病診連携」、また介護施設との「病介連携」などにより、総合的な地域医療を展開します。

◆高齢社会の対応と医療制度改革の方向性を見極めながら、療養病棟の在り方について検討します。また、休止している診療科について早期の再開を目指します。

◆地域での懇談会の開催、病院情報の積極的な公開及び相談体制の充実などにより、住民との信頼関係の構築に取り組みます。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
保健の充実	町・その他	地域での自主的な高齢者の集い育成支援
	町・その他	健康運動自主グループ支援
	町	自主的な健康管理のための講座の充実や検診受診後の事後指導の充実
	町	ライフサイクルに応じた口腔対策の推進
医療の充実	町	医療機器整備
	町	訪問リハビリテーションの実施
	町	診療科の充実

安全で安心なまちづくり

⑤消防・防災対策の充実

現況と課題

◆鳥取県西部地震、新潟県中越地震、大型台風の到来など、近年大規模な自然災害が発生しています。

梅雨や台風時の豪雨、大きな地震等による山崩れ、護岸決壊などの災害に対する予防対策を講じる必要があります。

さらに、火事やテロ行為など予測できない災害も発生する可能性があります。

被害を最小限に食い止め、住民の生命や財産を守るためには、日頃から災害に対する予防や備えをしておく必要があります。

また、地域の防災の中心となる町消防団については、団員の高齢化や団員の確保に苦慮している地域もあり、消防組織の強化とともに、自主防災組織の拡充が急がれます。

基本的な方向

◆防災施設の整備を進め、関係機関と一体となった防災体制を確立するとともに、町消防団の団員確保や育成に努め、消防設備の更新等を行うなど消防力を強化します。

また、地域の安全は地域で守るという意識を高め、自主防災組織の設立を進めます。

さらに、危険箇所について総合的・計画的に治山治水対策を進め、災害への耐力を高めます。

施策の体系

⑤消防・防災対策の充実

(1) 防災対策の充実

(2) 消防防災の強化

(3) 治山治水対策

施策の内容

(1) 防災対策の充実

◆住民の防災意識を高めるため、防災訓練、研修会等を実施し、自主防災組織づくりを進めます。

◆災害による被害を低減するため、ハザードマップ*を作成し、災害発生に備えます。

(2) 消防防災の強化

◆地域を上げて消防団員の確保や育成に取り組むとともに、団員の研修や訓練により消防力を強化します。

◆小型動力ポンプの更新等により消防体制の充実に取り組みます。

◆広報等を通じた啓発により、住民の防火、火災予防意識を高めます。また、住宅用火災報知器の設置促進に努めます。

◆河川等の自然水利に加え、水道管の更新等にあわせた消火栓の改修、防火水槽等の人工水利を整備し、安定した消防水利を確保します。

(3) 治山治水対策

◆山地災害の危険性が高い地域について治山事業や地すべり防止事業を実施します。

◆土石流危険渓流地域、急傾斜地崩壊危険箇所等については地域の調和に配慮し砂防ダム、擁壁等の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。

◆県との連携により蒲生川等の改修を進めます。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
防災対策の充実	町・住民・その他	自主防災組織の設立(8地区：蒲生地区設置済)
	町	防災施設の整備
	町	ハザードマップ作成
消防防災の強化	町	小型動力ポンプの更新
	町	消火栓の改修
治山治水対策	県・町	急傾斜地崩壊対策事業(長郷地区外)
	県・町	河川改良事業(蒲生川外)

*ハザードマップ…自然災害の被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

⑥交通安全対策と防犯活動の推進

現況と課題

◆交通安全

近年、本町の交通事故は増加傾向にあります。

特に、高齢化の進行に伴い高齢者の交通事故が増加しています。

交通事故を減らすためには、各世代が互いに注意し、思いやりを持って行動できるように、行政、学校、家庭、職場、地域等が連携して交通安全啓発を行う必要があります。

◆防犯

犯罪は、社会環境の変化や都市化の進展に伴って、凶悪化、広域化、低年齢化しています。

現在、本町には幹部派出所、駐在所(3カ所)が設置され、地域の安全確保にあたっていますが、コミュニティ意識の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯感が薄れる傾向も見られます。

今後は、地域に密着した防犯意識の確立・強化が求められています。

基本的な方向

◆「一人ひとりが事故に遭わない、事故を起こさない」という交通安全意識を高めるため、地域住民や交通安全指導員等の街頭指導をはじめ、広報啓発活動を積極的に行うとともに、道路環境、住宅環境が変化していく中、状況に応じた交通安全施設を整備します。

また、犯罪発生を未然に防ぐため、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、警察や自治会等との連携により、地域での自主的な防犯組織づくりを進めます。



施策の体系

⑥交通安全対策と防犯活動の推進

(1) 道路交通環境の整備

(2) 交通安全思想の普及徹底

(3) 防犯対策の推進

施策の内容

(1) 道路交通環境の整備

◆歩道のバリアフリー化等を促進し、安心して通行できる道路環境を整えます。

◆道路利用者にわかりやすい誘導標、看板などの交通安全施設を整備します。

◆交通事故の実態を研究・把握し、効果的な道路環境を整備します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

◆住民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、参加・体験・実践型の交通安全活動を充実します。

◆幼児から高齢者まで段階的な交通安全学習を行い、特に事故発生率の高い高齢者に対し重点的に学習会などを行います。

◆交通安全指導員や安全運転管理者など交通安全指導に携わる者の指導能力を向上させるため、講習会等を充実、強化します。

◆飲酒運転などの交通違反をなくすよう啓発に取り組みます。

(3) 防犯対策の推進

◆安全で住みよい地域社会の実現に向けて、警察や自治会等と連携して、地域での自主的な防犯組織づくりを進めます。

◆広報や防犯研修会を通じて、住民の防犯意識を高めます。



主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
道路交通環境の整備	町	交通安全施設整備事業
防犯対策の推進	町・住民・その他	自主防犯組織の設立

自然と共生するまちづくり

⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進

現況と課題

◆分別収集、指定ごみ袋の導入、古紙類のステーション回収、資源回収推進団体への報奨金の交付などの実施により、ごみの量は徐々に減っています。

本町の可燃ごみ処理は鳥取市の施設に委託していることから、今後さらに、ごみの減量化、再資源化を進めるため、より一層の取り組みが必要です。

また、東部圏域の市町が設置している5つの焼却施設は稼働期限が迫っていることから、東部広域行政管理組合が進める可燃物焼却施設の整備を促進する必要があります。

基本的な方向

◆住民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化、再利用、再資源化を推進し、ごみを少なくする習慣付けやシステムづくりにより、循環型社会の構築を目指します。



施策の体系

⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進

(1) ごみゼロへの取り組み

(2) ごみ処理の広域化

施策の内容

(1) ごみゼロへの取り組み

◆ごみの分別の徹底や再資源化の推進、マイバック運動や生ごみの堆肥化などによって、ごみを出さないシステムづくりに取り組みます。

◆事業所などからの紙ごみや生ごみなどの削減に取り組みます。

(2) ごみ処理の広域化

◆「東部広域行政管理組合ごみ処理広域化実施計画」に基づき、可燃ごみ広域化処理施設の整備を促進します。

◆可燃ごみ広域処理施設の整備に併せ、ごみの中継拠点施設の整備を推進します。

◆中継拠点施設の整備に併せ、老朽化した清掃工場を処分します。

主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
ごみ処理の広域化	町、その他	東部広域行政管理組合可燃ごみ広域化処理施設の促進
	町	ごみの中継拠点施設の設置
	町	清掃工場解体撤去

⑧自然環境保全と景観形成

現況と課題

◆自然環境の保全

地球温暖化問題や自然環境の破壊など、私たちが地球の環境に与える影響は、国際的な問題となっています。

これらの問題を解決するため、自然と社会が調和した環境づくりを住民、事業者、行政が協働して進めていく必要があります。

◆景観形成

本町は浦富海岸や河合谷高原など豊かな自然や美しい風景に恵まれています。

これらを守り、自然と調和のとれた景観を保つまちづくりを進める必要があります。

基本的な方向

◆貴重な自然を保護するため、様々な環境保全施策を展開し、自然と社会が共生する快適な環境づくりを進めます。

また、住民と行政が協働して、環境に配慮した景観保全に取り組み、快適で憩いのある生活空間の形成に努めます。

さらに、住民の安らぎやコミュニティ活動の場として、身近な公園の利用を促進します。

施策の体系

⑧自然環境保全と景観形成

(1) 環境保全対策の推進

(2) 美しい景観の形成

施策の内容

(1) 環境保全対策の推進

◆住民やボランティアなどによる環境美化活動や清掃活動を支援します。

◆悪臭・水質汚染等の監視体制を続けるとともに、野焼き・悪臭等の苦情相談体制を充実します。

◆海岸線を保全するため漂着物を住民と協働で撤去処理していきます。

◆住民やボランティア団体と協働して不法投棄の監視・防止に努めます。

◆地球温暖化対策として住民に対し、環境に配慮した生活様式を推奨します。

◆次世代を担う子供たちに環境教育、環境学習機会を提供し、あわせて充実します。

◆風力などの新エネルギーの導入に向け取り組みます。



(2) 美しい景観の形成

◆美しく豊かな自然や風景を守るため、住民と行政が一体となって、景観形成に取り組みます。

◆工作物の新築や土地造成などに対し、周辺の景観に配慮した景観形成を促進します。

◆地域のコミュニティ活動の場として、地区内にある公園の利用を促進します。

◆豊かな自然環境を保全し、住民に憩いの場を提供します。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
環境保全対策の推進	町・その他	民間活力による新エネルギー導入の促進

まちづくりは人づくり 教育のまち

豊かな人間性と薰り高い文化を育む教育のまちづくり

①学校・地域教育の充実

現況と課題

◆近年、全国的に少子化が進む中、本町も例外ではなく出生数が減少し、1年間に生まれる子どもの数は100人を下回る状況になっています。少子化は子どもたちの社会性が育ちにくいばかりでなく、町の活力低下をもたらします。

さらに、今日の自己中心的な考え方や地域・家庭の教育力の低下により、基本的生活習慣や社会的規範を身につけていない子どもが増えています。

子どもたちの実態をみると、児童虐待をはじめ、いじめや非行・不登校などの問題も見受けられます。

心豊かで、やさしさとたくましさを併せ持つ子どもたちを育てるために、学校、家庭、地域が連携して、それぞれの教育機能を発揮する中で取り組むことが重要となります。

また、時代に応じた教育環境を整備することも求められています。特に老朽化が著しい中学校の改築を急ぐ必要があります。

基本的な方向

◆心豊かでやさしさとたくましさを併せ持つ子どもたちを育てるために、学校、家庭、地域が連携して豊かな人間性を身につける「心の教育」を充実し、自ら学び、主体的に社会に対応できる「生きる力」の育成を目指します。

また、学ぶことの意義や喜びを感じ、自ら課題を発見し、解決していく学習意欲旺盛な子どもの育成を目指します。

さらに、時代に応じた教育を行うことができるよう教育施設・環境の整備を進めていきます。

施策の体系

①学校・地域教育の充実

(1) 教育内容の充実

(2) 教育環境の向上

(3) 特色ある学校づくりの推進

(4) 家庭教育の充実

施策の内容

(1) 教育内容の充実

◆学習指導要領の趣旨に沿って、指導方法を工夫・改善し、児童・生徒の理解度を把握しながら、習熟度別指導・取り出し授業などにより「わかる授業」を行います。

◆児童生徒一人ひとりに目の行き届いた教育を行うために30人学級のクラス編制を行います。

◆体験的な活動を通して、基本的生活習慣を身につけ、思いやりのある豊かな心を育成します。

◆地域にある素材を積極的に授業に取り入れ、地域・郷土を大切に作る心を育てます。

◆教職員の資質、指導力向上のため、効果的な研修を実施し、協力して課題の解決を行う町教育研究会などの体制づくりを強化します。

◆インターネットなどを活用した情報教育や英語指導助手の活用による国際理解教育を推進し、情報、国際化社会に対応できる児童・生徒を育成します。

◆学校図書館への専任職員(司書)の配置による機能の充実や読書ボランティアの活用により、読書習慣を身につけさせ、子どもたちの読書活動を活発にします。

◆障害のある子どもたちの実態に即したきめ細かい指導、教育内容の充実に努めます。

◆食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため、食育の取り組みを推進します。

◆子どもが保育所から小学校の生活へスムーズに移行できるように、保育士、教職員、保護者が連携した体制を整えます。

(2) 教育環境の向上

◆教育効果を高めるため、校舎・体育館の改修、情報化機器の導入・更新など年次的に施設、設備、教育備品を充実します。特に老朽化の著しい中学校の改築を行います。

◆児童・生徒数の減少により生じた余裕教室の有効活用を進めるとともに、学校施設の地域への開放を進めます。

◆本に親しむ教育を進めるため、図書資料の購入、蔵書管理システムの導入など学校図書館の充実を推進します。

◆子どもたちが安心して食べることのできる給食を提供するための環境の整備に努めます。

◆障害のある児童・生徒の校内活動を促進するための環境の整備に努めます。

(3) 特色ある学校づくりの推進

◆それぞれの学校における課題を解決し、地域とのふれあいの中で、地域の特色を出しながら学校づくりができるように支援します。

◆学校、家庭、地域の連携を一層深めるとともに、学校評議員制度などを活用し新たな学校づくりを目指します。

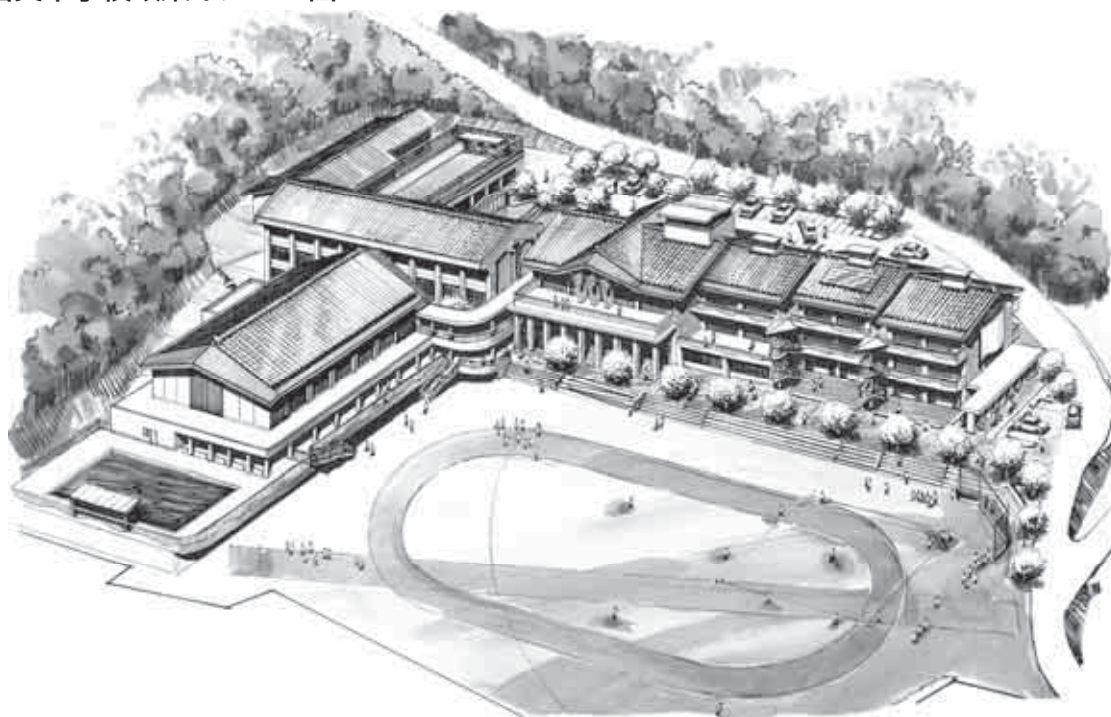
◆専門的知識・技能を持つ地域の人材を活用し、幅広い教育を実践することにより、子どもたちの生きる力、ふるさつを思う心を育成します。

(4) 家庭教育の充実

◆家庭における教育機能を向上させるため、各種講演会、研修会を開催します。

◆学校と家庭が連携して、基本的な生活習慣や倫理観の確実な定着を進めます。

岩美中学校改築イメージ図



プロポーザル(公募型提案)で示したイメージであり、決定ではありません。

主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
教育内容の充実	町	30人学級の編制(小・中学校)
	町	英語指導助手の配置(岩美中)
	町	図書司書の配置(小・中学校)
教育環境の向上	町	校舎・体育館・プール等の改築(岩美中)
	町	多目的トイレの整備(岩美北・岩美西)
	町	情報機器の更新(小・中学校)
	町	学校図書館への蔵書管理システムの導入(小・中学校)
	町	下水道接続工事(岩美南)
特色ある学校づくりの推進	町	特色ある学校づくりの支援(小・中学校)
家庭教育の充実	町・住民	講演会・研修会の開催

②生涯学習の充実

現況と課題

◆生活様式や価値観の多様化、余暇の拡大などによる住民の学習需要に対応し、生活課題解決に向けた学習内容、学習条件の整備が必要となっています。

住民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学習し、心豊かに生きがいやうまいのある生活が送れるように、各世代に応じた自主的・自発的な学習の場が求められています。

また、社会構造、環境の変化や住民の地域社会への帰属意識の希薄化などにより、地域の大人が地域の子どもに関わる機会が減っています。

地域の子どもは地域が一体となって育てる環境づくりが必要です。

基本的な方向

◆人にやさしく、心にうまいのある地域づくりを目指し、住民が主体的に企画運営する地域活動を積極的に支援します。

また、住民の学習機会を拡充するとともに活動グループの育成を進めます。

さらに、地域の子どもは地域で育てる仕組みづくりを推進します。

知の拠点として、住民の暮らしに役立つ図書館づくりを目指します。

施策の体系

②生涯学習の充実

(1) 魅力ある公民館活動

(2) 子どもの居場所づくり

(3) 町立図書館を中心とした読書活動の推進

施策の内容

(1) 魅力ある公民館活動

◆住民の学習機会を拡充するため、学習要求に対応した特色のある公民館活動を展開します。

◆地域の中で優れた技能を持った人材を活用し、住民が主体的に企画運営する文化サークルを育成・支援します。

◆生涯学習の拠点となる地区公民館の整備を推進します。

(2) 子どもの居場所づくり

◆地域の大人が関わり、休日や放課後に開催する地域子ども教室を充実します。

◆体験やふれあいを通して、豊かな心を育む青少年の健全育成に努めます。

(3) 町立図書館を中心とした読書活動の推進

◆住民の読書意欲を促すため、要望に応じた図書の整備と移動図書サービス、読み聞かせ等を充実します。

◆学校図書館と連携し、「生きる力を育む読書活動」やブックスタート*の支援など継続した読書活動を推進します。

◆学校図書館ボランティア、図書館ボランティア等と連携した交流事業を充実します。



主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
魅力ある公民館活動	町	地区公民館の整備
	町・住民	人材活用事業の充実(団塊世代の登録勧奨)
子どもの居場所づくり	町	放課後子ども教室の開催
町立図書館を中心とした読書活動の推進	町・その他	読書ボランティア交流事業の開催
	町	子ども読書活動推進計画の策定

*ブックスタート…乳児健診時に絵本を与えて読み聞かせを始めてもらう施策。

③生涯スポーツ活動の推進

現況と課題

◆住民の健康志向により、スポーツ・レクリエーションに対する関心は高くなっていますが、実情ではスポーツ等運動をする割合は高くありません。

このため、すべての住民が日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境の整備が求められています。

基本的な方向

◆住民のライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーション活動が展開できる生涯スポーツの普及に努めます。

また、安全で快適な施設の維持管理を行います。

施策の体系

③生涯スポーツ活動の推進

(1) スポーツ施設の整備と適正な維持管理

(2) 生涯スポーツ活動の普及と推進

施策の内容

(1) スポーツ施設の整備と適正な維持管理

◆町民体育館・町民総合運動場などスポーツ施設の整備と適正な維持管理を推進します。



(2) 生涯スポーツ活動の普及と推進

◆ニュースポーツ*普及講習会やスポーツ・レクリエーション大会の開催と指導者を養成します。

◆気軽に様々なスポーツを体験できるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。



主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
生涯スポーツ活動の普及と推進	町・住民・その他	浦富海岸健康マラソンの開催
	町・その他	総合型地域スポーツクラブの設立

*ニュースポーツ…年齢や性別、体力に関わらず、誰でも手軽に楽しめるスポーツ。比較的新しいものが多いための呼称。

④芸術・文化の振興

現況と課題

◆町内には高野坂古墳や因幡の菖蒲綱引き、はねそ踊りなど多くの歴史的遺産や伝統文化があります。

これらの文化財の活用とともに、住民の芸術文化活動に対する関心が高まっていることから、様々な場での芸術鑑賞・発表の機会の提供が求められています。

基本的な方向

◆文化財の保護・整備を推進し、地域の伝統芸能や行事の保存・伝承に努めるとともに、様々な発表の機会を設けます。

また、住民に優れた芸術に触れる機会を提供します。

施策の体系

④芸術・文化の振興

(1) 文化活動の推進とグループの育成

(2) 文化財の指定拡大、整備の推進

(3) 芸術鑑賞・発表機会の提供

施策の内容

(1) 文化活動の推進とグループの育成

◆地域に根ざした文化活動を促進するため、いわみ少年少女合唱団などの各種文化団体、グループを育成・支援します。

(2) 文化財の指定拡大、整備の推進

◆文化的価値のあるものを発掘し、文化財として指定・保護します。

◆山陰道蒲生峠越など指定文化財の保全に努めるとともに、広く紹介し、活用します。

(3) 芸術鑑賞・発表機会の提供

◆住民に音楽公演会など優れた芸術に触れる機会を提供し、自主的な文化活動の活性化を進めます。

◆文化、芸術、郷土芸能等の団体を国民文化祭等に派遣し、発表の機会を提供します。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
文化活動の推進とグループ育成	町	伝統芸能グループの認定
文化財の指定拡大、整備の推進	町	山陰道蒲生峠越の整備
芸術鑑賞・発表機会の提供	町	公演会の開催

人権が尊重されるまちづくり

⑤人権尊重意識の高揚

現況と課題

◆すべての人は、みな自由に平等に、幸せに生きる権利を持っています。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者など人権が侵害されている現実や同和教育があります。

「岩美町あらゆる差別をなくする条例」の精神を基本理念に、差別と偏見を許さない人権尊重意識を高める必要があります。

基本的な方向

◆同和教育をはじめとするあらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を養うため、社会的立場の自覚を深める学習の取り組みの推進と人権尊重の教育、地域における指導者の養成と確保、資質の向上に努めます。

施策の体系

⑤人権尊重意識の高揚

(1) 人権尊重意識の高揚

(2) 同和教育の推進

施策の内容

(1) 人権尊重意識の高揚

◆あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を養い、人権尊重意識の高揚に努めます。

◆人権擁護委員や関係団体と連携し、相談体制を充実します。

◆小地域懇談会、職場研修等の学習機会の充実と研修内容の工夫をします。

◆あらゆる差別を解消するため、住民参加型の研究集会を開催します。

(2) 同和教育の推進

◆同和教育を生涯学習に位置づけ、あらゆる場を通して学習できる体制づくりを進めます。

◆地域に開かれたコミュニティセンターとして、文化センターの活動や機能を充実します。

◆屋上防水シート張替など、文化センターの施設を改修します。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヵ年の主な事業
同和教育の推進	町	文化センター大規模改修(屋上防水・玄関ドア改修)

⑥男女共同参画の推進

現況と課題

◆男は仕事、女は家事・育児というような固定的な役割意識がまだ残っています。

社会的、文化的に形成された男女の性差を解消するための取り組みを行い、男女平等意識を高める必要があります。

基本的な方向

◆学校教育、家庭、職場、地域などのあらゆる場を通して、男女平等意識を高める教育及び女性の積極的な社会参画意識を高めるための広報・啓発活動を推進し、男女共同参画による活力ある地域づくりを目指します。

施策の体系

⑥男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

施策の内容

(1) 男女共同参画の推進

◆男女共同参画意識の確立と女性の人権が尊重される社会を形成します。

◆男女共同参画イベントの開催など人権意識を高める教育や啓発を促進します。

◆各種審議会の委員に女性を登用するなど政策・方針決定の場への女性参画を進めます。

◆子育てにおける女性の負担を軽減するため、男性の積極的な参加を促すとともに、仕事と家庭・子育てを両立できる環境の整備を進めます。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヵ年の主な事業
男女共同参画の推進	町・住民	講演会・研修会等の開催

豊かな資源を 活かしたまち

地域資源を活かし、活気あふれるまちづくり

①農林業の振興

現況と課題

◆農業

農業者の高齢化や若年層の農村離れなどの要因により耕作放棄地や荒廃地が増加する中で、農業を維持、発展させるためには、優れた担い手を育成確保しながら、生産基盤の整備や低コスト化により体質強化を進め、高収入で魅力ある農業にしていかなければなりません。

◆林業

森林は水源かん養・災害の防止といった重要な機能を持っていますが、適切な管理が行われなければ十分に発揮されません。

そのため、森林施策に取り組む環境づくりが求められています。

また、松くい虫による松枯れの被害は依然として続いており、被害拡大防止が必要です。

基本的な方向

◆農地の荒廃を防止するため、有害鳥獣の被害対策を進めながら、農用地の計画的活用や適正な保全管理を行います。

さらに、生産力を高めるため意欲のある農業者への農地の集積を促進し、新規就農希望者のための基盤づくりを支援します。

また、森林の適切な管理のため、間伐をはじめとした施策を促進し、松くい虫防除のため、空中散布による予防や、被害木の処理を行います。

施策の体系

①農林業の振興

(1) 農畜産物の生産振興

(2) 農産物の生産・流通・販売体制の確立

(3) 担い手の育成

(4) 農業生産基盤の整備、保全管理

(5) 森林施策の推進

(6) 森林病虫害防除

施策の内容

(1) 農畜産物の生産振興

◆消費者に受け入れられる安心・安全な作物を生産するため、有機・減農薬栽培等環境にやさしい農業を推進します。

◆米については、減農薬・減化学肥料が一般的となっているため、慣行栽培から特別栽培への移行を推進し「岩美米」のブランド化を進めます。

◆転作の大豆・麦等については、計画的な団地化作付と植付から収穫まで一貫した作業工程により、生産の安定と高品質化を目指します。

◆野菜・花きについては、地域に適した特産品の振興と栽培面積の拡大を進めます。

また、生産組織の育成、生産の団地化を推進し、作業環境を改善します。

◆果樹生産の中心となっている梨については、老木や急傾斜地など生産性の低い園地の耐病性品種への改植等を行い、品質の向上と生産に係る労力を軽減し、生産力を維持します。

◆畜産については、耕種農家との連携により、地域内のリサイクルシステムを確立し、畜産ふん尿の有効利用を進めます。

◆有害鳥獣対策として、イノシシ等の被害防止対策を支援します。

(2) 農産物の生産・流通・販売体制の確立

◆農協・全農などを通じて消費市場の情報収集を行うとともに、消費者が求める美味しく安全で高品質な農産物の計画的な生産・流通・販売体制の整備を促進するとともに、生産履歴など付加価値についての取り組みを強化します。

◆地元農産物を使った新たな加工品づくりの研究を進めます。

◆学校給食等への食材供給を積極的に進めるとともに、地元消費者の消費形態の把握、地元農産物・加工品の積極的なPRなどにより、地産地消を進めます。



マコモタケ

(3) 担い手の育成

◆岩美町担い手育成総合支援協議会が中心となり、農地の受け手となる認定農業者や集落営農組織の育成を促進します。

◆(財)岩美町農業振興公社を中心に認定農業者への土地利用権の設定、農作業の受委託等を積極的に推進し、意欲ある農業者の経営規模を拡大します。

◆農業後継者の育成については、新たに農業を始めたいという意欲のある者が円滑に参入できる制度を拡充し、強化します。

(4) 農業生産基盤の整備、保全管理

◆農地台帳情報システムを活用し、県・農業委員会等関係機関と連携を取りながら農地を適正に管理し、耕作放棄地の拡大防止に努めます。

◆農地・農業用水等の良好な保全を進めるため、地域での共同活動と農業者が連帯して行う営農活動を一体的に実施する活動に対して支援します。

◆田畑輪換など、水田の用途拡大のため、用排水施設や暗渠排水施設の整備を進めます。

◆農道・用排水施設の改良を進めます。

(5) 森林施業の推進

◆森林施業に必要な、歩道・作業道の整備や境界確認を促進します。

◆町行造林の適切な管理を行うとともに、私有造林の適切な管理を促進します。

(6) 森林病虫害防除

◆薬剤空中散布による予防や被害木の伐倒駆除等により、松くい虫による松枯れ被害の拡大を防ぎます。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
農畜産物の生産振興	町・その他	中山間地域等直接支払事業
	町・その他	有害鳥獣被害対策事業 イノシシ等被害防止(侵入防止柵、捕獲柵)
農業生産基盤の整備、保全管理	町・その他	農地・水・環境保全向上対策 (農業資源の保全管理、環境負荷低減の営農活動)
	町・その他	単町耕地事業
森林施業の推進	町・その他	森林整備地域活動支援交付金(歩道・作業道整備、境界確認)
	町・その他	町行造林事業
森林病虫害防除	町・その他	松くい虫等防除事業

②水産業の振興

現況と課題

◆水産業は、沖合底曳き網漁業・沿岸漁業(磯見、イカ釣り)が主体であり、本町の重要な基幹産業です。

しかし、漁業就業者や漁業経営体の減少、高齢化の進行など多くの問題があり、特に近年、燃料の高騰や大型クラゲの出現等により漁業環境は一層厳しくなっています。

また、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に向けて経営改善、資源管理型漁業、安全で安心な水産物の生産・供給が重要とされます。

併せて水産業・漁村の有する多面的機能が適正かつ十分に発揮されることが必要です。

基本的な方向

◆水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制や生産履歴等の情報提供対策を強化するとともに、意欲ある漁業就業者の確保・育成を行い、漁業経営安定のため金融支援や経営改善対策等を進めます。

また、栽培技術の開発・指導等により「つくり育てる漁業」を実践し、水産資源の維持、増大、資源回復に取り組むなど管理体制の強化に努めます。

さらに、他産業と連携するなかで、今後需要が見込まれる「見せる漁業」「体験する漁業」を進めます。

施策の体系

②水産業の振興

(1) 水産業の健全な発展

(2) 流通機能の強化

施策の内容

(1) 水産業の健全な発展

◆水産振興対策協議会を中心として後継者対策など漁業振興策を検討します。

◆漁業経営安定のため利子補給・共済掛金の助成やリース漁船補助等を継続します。

◆水産資源の保護、密漁対策を強化するとともに、稚貝・稚魚等の放流事業に取り組みます。

◆漁業体験セミナー等により就業者確保対策を進めます。

◆観光事業等と連携した漁業体験型ツーリズムを進めます。

(2) 流通機能の強化

◆産地表示や生産履歴等の情報提供を進めます。

◆魚介類の付加価値を高めるための加工品開発を進めます。

◆販売ルートの開拓を進めます。

◆魚介類の消費拡大のため、イベントに参加し魚介類のPRを実施します。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
水産業の健全な発展	県・町	リース漁船継続補助(4隻)

③商工業の振興

現況と課題

商業は、道路網の整備により、交流・物流の活性化が期待される反面、地元産業の衰退が懸念されます。

商業者の多くは小規模経営であり、高齢化・後継者不足に加え近郊大型店への顧客の流出や外国製品の参入等厳しい経営状況にあります。

このような経営状況を打開するため、経営基盤の強化や情報化に対応した経営手法が求められます。

工業は、自社製品を持たない下請け企業が多い中、インターネットの活用や地球環境に着眼し、実績を伸ばす企業も少なくありません。

景気低迷のあおりを受けて廃業した空き工場を有効利用することや雇用の場確保のために新規参入企業を誘致することが求められています。

基本的な方向

◆地域経済の健全な発展のため、経営相談をはじめとした育成支援事業を進めます。

また、情報化に対応するための人材確保や企業力を強化するとともに、町内の空き工場の有効活用に取り組みます。

さらに、先進企業の誘致等により、地域経済の活性化を推進し、若者が希望を持って働くことが出来る魅力ある環境づくりを目指します。

施策の体系

③商工業の振興

(1) 商工業の活性化

施策の内容

(1) 商工業の活性化

◆経営相談や経営対策講習会等の育成支援活動を進め、経営基盤強化を目指します。

◆工場用地等の情報提供と企業誘致を積極的に推進します。



主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
商工業の活性化	町・その他	経営者の育成や経営改善支援等

④観光の振興

現況と課題

◆浦富海岸、岩井温泉、松葉がになどといった全国に誇る貴重な観光資源に恵まれています。

しかし、町内への観光客の入り込み数は減少傾向にあり、宿泊施設も昭和50年代をピークに大きく減少しています。特に海水浴客は激減し、海水浴場の開設や維持管理が困難になっています。

受け入れ態勢を整えるとともに、既存の観光資源のPRや、未だ有効活用されていない素材を発掘し、体験型の観光メニューを確立することによって、観光地としての魅力を高め、より多くの観光客を呼び込まなければなりません。

基本的な方向

◆多彩な資源を有効活用する観光メニューの事業化や四季折々の観光情報の発信、県内外へ出向いての誘致活動を積極的に進めます。

また、観光協会の組織のあり方について検討、整理し、受け入れ態勢の充実を進めます。



施策の体系

④観光の振興

(1) 魅力ある観光地の創出

(2) 観光情報の発信

(3) 受け入れ態勢の整備

施策の内容

(1) 魅力ある観光地の創出

◆関係団体や地域、事業者との連携のもと、体験型観光の開発と確立を進め、これらを宿泊と結びつけるなど、誘客を進めます。

◆海産物など魅力ある四季折々の旬の食材を有効活用し、誘客を進めます。

◆住民参画による観光地の美化活動や保全運動を推進します。

◆山陰海岸国立公園の新たな魅力創出として、ジオパーク*の指定に向けた取り組みを関係自治体等と連携をして進めます。

◆広域連携により多彩な魅力を備えた観光圏を形成し、観光誘致を進めます。



(2) 観光情報の発信

◆インターネット等を活用し、四季折々の観光情報を随時発信します。

◆首都圏・関西圏等のマスコミを通し、本町の魅力を全国に届けます。

◆県内外へ出向き、年間を通した観光客や夏季を中心とする教育旅行の誘致活動を進めます。

(3) 受け入れ態勢の整備

◆観光協会の組織強化を促進します。

◆観光事業者をはじめ住民が、観光客に対し暖かく対応する地域づくりを進めます。

◆ボンネットバスの活用や、公共交通機関と連携した新たな観光メニューの事業化を進めます。

◆中国横断自動車道姫路鳥取線の開通を見据えた観光事業を展開します。

主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
魅力ある観光地の創出	町・その他	体験型観光の開発と確立
	町・その他	ジオパーク指定に向けた取り組み

*ジオパーク…地質・地形学的に価値があると認められた地質、岩石、地形の公園と定義している地質公園。

快適で住み良いまちづくり

⑤道路・交通網の整備

現況と課題

◆町の道路網の骨格は国道9号・178号、県道岩美八東線・鳥取国府岩美線等により構成され、これらに町道が接続しています。

さらに、兵庫県北部圏域との広域的な交流強化として「鳥取豊岡宮津自動車道」が計画路線に指定されており、駈馳山バイパスと東浜居組道路の整備が進められています。

また、町道については橋梁も含め損傷や施設の老朽化が進行していて、その改修が必要です。

さらに、冬季の積雪による交通渋滞や交通遮断、スリップ事故などが住民生活や経済活動の支障となっており、迅速な対応が求められています。

基本的な方向

◆地域の活性化を促進する幹線道路網の整備、高齢者に対応した生活道路の環境整備など、それぞれの道路の役割に応じた整備を進めます。

また、冬季の積雪に備え、効果的な除雪体制を確立します。

施策の体系

⑤道路・交通網の整備

(1) 地域高規格道路の整備促進

(2) 国・県道の整備促進

(3) 町道の整備

施策の内容

(1) 地域高規格道路の整備促進

◆鳥取豊岡宮津自動車道(駈馳山バイパス・東浜居組道路)の早期完成を促進します。



(2) 国・県道の整備促進

◆国道178号(熊野神社〜かまや旅館付近)の改良を促進します。

◆岩美停車場河崎線ほかの県道改良を促進します。

(3) 町道の整備

◆橋梁、側溝、舗装等の道路施設の改修を進めます。

◆積雪時の効果的な除雪体制を確立します。

主な事業

区 分	事業主体	5カ年の主な事業
地域高規格道路の整備促進	国・県	駈馳山バイパスの事業促進 東浜居組道路の事業促進
国・県道の整備促進	国・県	国道178号(熊野神社〜かまや旅館付近)の改良促進 県道院内馬場線(院内地内)の改良促進 鳥取国府岩美線(鳥越〜雨滝)の道路改良促進 県道岩美停車場河崎線(鳥取銀行交差点〜岩美高校進入路付近)の改良促進 県道網代港岩美停車場線(鳥取銀行交差点〜岩美町役場)の改良促進 県道網代港大岩停車場線(JR大岩駅〜岩本ライセンサー付近)の改良促進
町道の整備	町・住民	町道改良等

⑥定住対策の充実

現況と課題

◆核家族化の進行、生活様式の変化に伴い、住宅需要は増加傾向にあり、多様化しています。

本町には、町営住宅26団地164戸、県営住宅3団地70戸がありますが、その多くは老朽化が進み、狭いなどの課題を抱えています。

町営住宅の改修や民間による良質な宅地開発・住宅供給を促進し、住民需要に対応していく必要があります。

また、人口の減少が続く中、若者などの町外への転出を抑制することや退職を迎える団塊の世代の受け入れ等の定住促進対策が必要です。

さらに、町内には転出などによる空き家が多くあり、その活用の検討も必要となります。

基本的な方向

◆多様化する住宅需要に対応した町営住宅の改修を進めるとともに、民間による宅地開発・住宅供給を促進します。

また、民間賃貸住宅家賃補助等により若者の定住を進めます。

さらに、空き家情報の活用等によって団塊世代の受け入れ対策を充実します。

施策の体系

⑥定住対策の充実

(1) 住宅対策の充実

(2) 定住対策の推進

施策の内容

(1) 住宅対策の充実

◆町営住宅の改修を進めます。

◆民間による良質な宅地開発・住宅供給を促進します。

◆町営住宅等の払い下げ需要を調査し、実現に向けて検討します。



(2) 定住対策の推進

◆若者定住を促進するため、若年勤労者世帯に対する家賃補助など支援を行います。

◆住宅、雇用情報の発信や地域産業と連携したメニューなど、若者の定住や団塊世代の受け入れ等を促進します。

◆自治会等と連携して、町内の空き家の状況を把握し、情報提供を行います。

主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
住宅対策の充実	町	町営住宅下水道接続等改善事業
	町	民間宅地造成助成事業
定住対策の推進	町	民間賃貸住宅入居世帯及び若年勤労者世帯家賃補助事業
	町	UIJターンの推進(空き家情報登録システムの拡充)

⑦上下水道の整備

現況と課題

◆上水道は浄水施設の老朽化による取水能力の低下、水道管の老朽化に伴う配水能力の低下により、需要に即した水の安定供給ができなくなります。

安定した水を供給するため、老朽化した浄水施設等の更新が必要です。

また、簡易水道は各施設が分散しており、それぞれ維持管理費が必要となるため、簡易水道間の統合による経費の削減が必要です。

下水道処理区域においては、管渠の早期整備による供用区域の拡大、接続率の向上が求められています。

処理区域外においても、合併処理浄化槽の早期整備が必要です。

基本的な方向

◆水道施設については、浄水場を整備し、老朽化した水道管の更新により、安全で安心な水の供給を確保します。

また、簡易水道を統合することにより、経費の削減を進めます。

排水処理施設については、管渠・施設の整備を行い、生活環境を改善し、下水道接続率の向上と事業の健全経営に努めます。

処理区域外においても、合併処理浄化槽設置の推進により排水施設整備の向上に努めます。

施策の体系

⑦上下水道の整備

(1) 水道施設の改良

(2) 排水処理施設の整備

施策の内容

(1) 水道施設の改良

- ◆恩志浄水場改良を行います。
- ◆老朽管・石綿管を更新し、安定した水を供給します。
- ◆蒲生地区と白地の簡易水道を統合することにより、安定した水の供給と維持管理費の削減を推進します。

(2) 排水処理施設の整備

- ◆公共下水道(浦富処理区)処理場建設2期工事、管渠工事を行います。
- ◆合併処理浄化槽補助金の交付により、合併処理浄化槽の設置を促進します。



主な事業

区 分	事業主体	5 ヶ年の主な事業
水道施設の改良	町	恩志浄水場改良 (浄水場用地取得、取水・浄水施設更新)
	町	水道老朽管・石綿管更新(岩井・本庄・大岩地区)
排水処理施設の整備	町	公共下水道浦富処理区管渠整備(岩井・宇治・日の出・広岡)
	町	浦富浄化センター処理場建設2期工事
	町	合併処理浄化槽設置整備事業

⑧公共交通機関の充実

現況と課題

◆路線バスや鉄道は住民にとって身近な交通機関であり、学生や運転免許を持たない人には公共交通は欠くことのできないものです。

しかし、利用者の減少に伴い、現行の運行を維持することが困難な状況であり、利用者の利便性を勘案した効率的な運行体系の見直しが必要です。

基本的な方向

◆鉄道や路線バスなど地域の公共交通機関が連携して、効率的で利用しやすい交通体系を作り、利用者の利便性の向上に取り組みます。

また、広報等で住民に公共交通機関の利用を促します。

施策の体系

⑧公共交通機関の充実

(1) 公共交通機関の利便性向上

(2) 公共交通機関の利用促進

施策の内容

(1) 公共交通機関の利便性向上

◆鉄道、バスなどの地域交通が連携して、利用しやすい交通体系を作ります。

◆路線バスとJR山陰本線との接続改善や便数確保に取り組みます。

◆町営バス利用者の減少に対応したオンデマンド(予約式)バスなど新たな運行形態の導入を検討します。

(2) 公共交通機関の利用促進

◆広報等を通じて、住民に公共交通機関の利用を促します。



主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
公共交通機関の利便性向上	町	町営バスの更新(15人乗車両の導入)

⑨土地の利用

現況と課題

◆土地は限られた資源であるため、その利用は計画的に行わなければなりません。

そのため、土地利用計画の適切な見直しや運用が必要です。

また、正確な土地情報の管理が望まれているにもかかわらず、その情報は不明確な部分が多いため、早急に正確な調査を行う必要があります。

基本的な方向

◆土地利用構想に沿って、土地利用計画を見直し、適正な土地利用に努めます。

地籍調査について、公共事業などにおける確定測量等の調査を含め、平坦地の調査を行い地籍の明確化を進めます。

施策の体系

⑨土地の利用

(1) 土地利用計画の見直し

(2) 地籍調査の推進

施策の内容

(1) 土地利用計画の見直し

◆将来展望に立って国土利用計画などの各種土地利用計画を適切に見直し、調和のとれた土地利用を進めます。

(2) 地籍調査の推進

◆住民の理解と協力のもとに、地籍調査事業を進めます。

主な事業

区 分	事業主体	5ヵ年の主な事業
地籍調査の推進	町	地籍調査事業

資料

資料 1 総合計画策定について諮問・答申

資料 2 総合計画策定の経緯

資料 3 総合計画策定関係 委員名簿



諮 問

岩発自第 580 号
平成18年12月18日

岩美町総合計画審議会
会 長 植 田 武 郎 様

岩美町長 榎 本 武 利

第8次岩美町総合計画について(諮問)

第8次岩美町総合計画の策定にあたり、岩美町総合計画審議会条例(昭和45年岩美町条例第31号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成19年 2月28日

岩美町長 榎 本 武 利 様

岩美町総合計画審議会
会 長 植 田 武 郎

第8次岩美町総合計画について(答申)

平成18年12月18日付けで当審議会に諮問のあった第8次岩美町総合計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおり答申します。

町当局におかれましては、この答申に基づき、速やかに第8次岩美町総合計画を定め、計画の着実な推進を図られますよう要望します。

資料2 総合計画策定の経緯

◆第8次総合計画策定の経緯

日 付	内 容
平成18年3月	住民アンケートを実施
平成18年7月18日 ～平成19年2月15日	まちづくり委員会の開催(7回開催)
平成18年7月24日 ～平成18年12月19日	総合計画策定プロジェクトチーム会議の開催(5回開催)
平成18年7月24日 ～平成19年1月30日	総合計画策定委員会の開催(9回開催)
平成18年11月28日 ～平成19年2月20日	総合計画審議会の開催(5回開催)
平成18年11月24日	基本構想素案の決定
平成18年12月18日 ～平成18年12月29日	パブリックコメント(基本構想素案)
平成18年12月18日	第8次総合計画について諮問
平成18年1月30日	基本計画素案の決定
平成19年2月7日 ～平成19年2月16日	パブリックコメント(基本計画素案)
平成19年2月28日	第8次総合計画について審議会答申
平成19年2月28日	町長第8次総合計画を決定
平成19年3月20日	町議会にて第8次総合計画を議決

◆まちづくり委員会の協議内容

回	日 付	内 容
第1回	平成18年 7月18日	委員長・副委員長の互選 まちづくり全般について協議
第2回	平成18年 8月25日	基本構想素案について協議(基本目標別の意見、提案)
第3回	平成18年 9月29日	基本構想素案について協議(基本目標別の意見、提案)
第4回	平成18年11月27日	基本構想素案について協議(構想全般の意見、提案)
第5回	平成18年12月 7日	基本計画素案について協議(内容説明)
第6回	平成18年12月26日	基本計画素案について協議(計画への意見・提案)
第7回	平成19年 2月15日	総合計画総括について協議

◆総合計画審議会の審議内容

回	日 付	内 容
第1回	平成18年11月28日	審議会会長・副会長の互選 第7次総合計画の実施状況について説明 第8次総合計画の基本方針について説明
第2回	平成18年12月18日	第8次総合計画について諮問 基本構想案について審議
第3回	平成19年 1月16日	基本構想修正案について審議
第4回	平成19年 2月 7日	基本計画案について審議
第5回	平成19年 2月20日	総合計画総括審議 答申案の決定
	平成19年 2月28日	第8次総合計画について審議会答申

資料3 総合計画策定関係・委員名簿

○総合計画審議会

No	区 分	所 属（地 区）	氏 名
1	会 長	岩美町自治会長会長	植田 武郎
2	副会長	岩美町連合婦人会会長	田村 節子
3	委 員	岩美町教育委員会教育委員長	村上 謙一
4	//	岩美町教育委員会教育委員	石河 和子
5	//	岩美町農業委員会会長	田淵 幸孝
6	//	岩美町社会福祉協議会会長	吉田 好一
7	//	鳥取いなば農協岩美支店理事	神谷 博文
8	//	田後漁業協同組合組合長	水野 行則
9	//	岩美町商工会会長	坂本 秀喜
10	//	岩美町観光協会事務局長	網谷 竹敏
11	//	岩美町公民館館長会長	片岡 丈雄
12	//	NPO法人本庄ウイング代表	山本 英司
13	//	小中学校PTA連合会会長	大西 慎
14	//	岩美町保育協議会会長	西村 克幸
15	//	センスアップいわみ高齢者大学代表	谷口 澄子

○まちづくり委員会

No	区 分	所 属（地 区）	氏 名
1	委員長	浦富地区自治会連合会	濱田 稔
2	副委員長	大岩地区自治会連合会	大西 幸男
3	委 員	浦富地区	城戸 宏子
4	//	大岩地区	本山 久義
5	//	浦富地区	辻 薫
6	//	浦富地区	安養寺 清美
7	//	田後地区	岸本 美裕
8	//	東地区	山下 直彦
9	//	鳥取市	谷口 尚美
10	//	東地区自治会	高岡 徳夫
11	//	田後地区自治会	米村 進
12	//	網代地区自治会	山根 禧夫
13	//	本庄地区自治会	石名 克之
14	//	小田地区自治会	山本 茂
15	//	岩井地区自治会	土井 啓子
16	//	蒲生地区自治会	山添 友治
17	//	岩美中学校PTA代表	澤 伸幸
18	//	岩美北小学校PTA代表	安木 英行
19	//	岩美西小学校PTA代表	大西 まさえ
20	//	岩美南小学校PTA代表	浦田 悦雄

第8次岩美町総合計画

人が^{かがや}輝き 海^{ひか}輝る きらめきつづけるまち岩美
～“心・自然・恵み” 豊かさを未来へ～

発行年月／平成19年3月

企画・発行／岩美町自立推進課

AD・印刷／富士印刷株式会社



岩 美 町



【町の木】 松



【町の花】 かきつばた



【町の花産物】 松葉がに